【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年６月18日
【計算期間】	特定９期（自　平成21年９月25日　至　平成22年３月23日）
【ファンド名】	グローバル３資産ファンド
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　前田　良治
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目５番１号
【事務連絡者氏名】	古池　典生
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目５番１号
【電話番号】	03-5405-0739
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、グローバル好利回り債券マザーファンド、グローバル好利回り株式マザーファンドおよびグローバル・リート・マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）を組み入れることにより、実質的に、世界の債券、株式、不動産投資信託（リート）に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分固定型））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式、債券および不動産投信であり、ファンドの収益はそれぞれの市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「資産複合」となります。
決算頻度	年１２回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※一部の組入マザーファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ（投資信託証券への投資を目的とする投資信託）の投資形態で行うため、当ファンドとマザーファンドを一体とみなした場合、ファンド・オブ・ファンズの性質を有します。

≪商品分類表≫

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 （　　）
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

≪属性区分表≫

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル （日本を含む）		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年6回（隔月）	欧州	ファミリーファンド	あり
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
	その他 （　　）	中南米		
不動産投信		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 （投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分固定型））		中近東（中東）		
		エマージング		
資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

（２）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社 「住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

（ニ）投資顧問会社（運用の委託先）

委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、グローバル・リート・マザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

名称：ビーエヌピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ・ネイザーランズ・エヌ・ブイ
（BNP Paribas Investment Partners Netherlands N.V.）
役割：当ファンドが主要投資対象とするグローバル・リート・マザーファンドに関する資金配分（為替取引を含む）および欧州地域のリート取引にかかる運用の指図を行います。
名称：フォルティス・インベストメント・マネジメント・ユーエスエー・インク
（Fortis Investment Management USA, Inc.）
役割：当ファンドが主要投資対象とするグローバル・リート・マザーファンドに関する北米地域のリート取引にかかる運用の指図を行います。
名称：ビーエヌピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッド
（BNP Paribas Investment Partners Asia Limited）
役割：当ファンドが主要投資対象とするグローバル・リート・マザーファンドに関するアジア・オセアニア地域（日本を含む）のリート取引にかかる運用の指図を行います。

※運用委託先である上記３社を総称して、以下「ＢＮＰパリバ インベストメント・パートナーズ・グループ」ということがあります。なお、将来、ＢＮＰパリバ インベストメント・パートナーズ・グループ内の組織変更等に伴い、運用委託先の形式的な変更が生じることがあります。

<u>運営の仕組み</u>

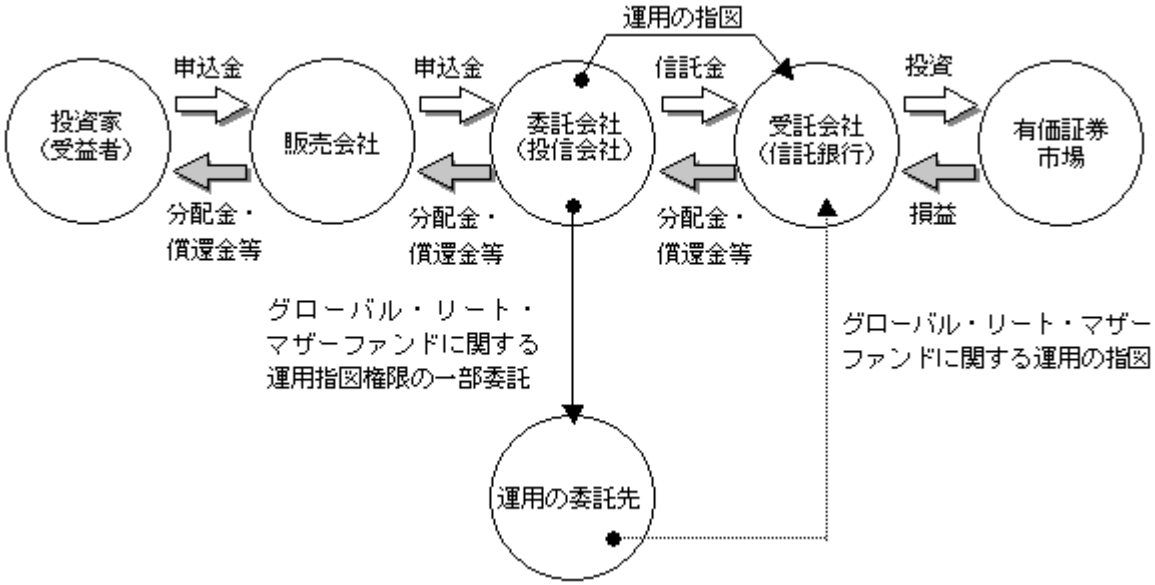

ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

2,000百万円（平成22年４月30日現在）

（ロ）会社の沿革

昭和60年７月 三生投資顧問株式会社設立

昭和62年２月 証券投資顧問業の登録

昭和62年６月 投資一任契約にかかる業務の認可

平成11年１月 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

平成11年２月 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更

平成12年１月 証券投資信託委託業の認可取得

平成14年12月 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

（平成22年４月30日現在）

名称	住所	所有株式数	比率（%）
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目４番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番２号	4,851	27.5

株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目１番２号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目１番１号	882	5.0

ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕

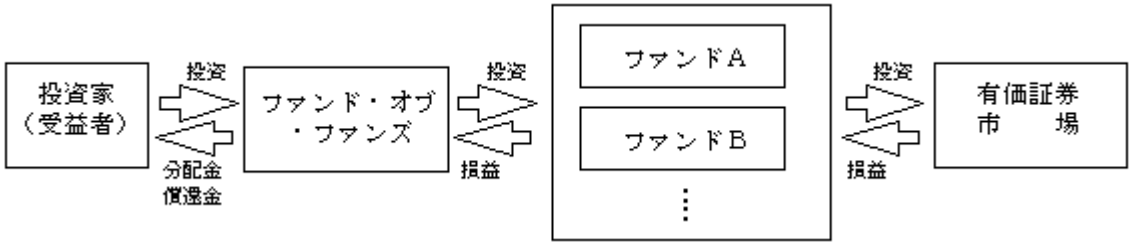

※なお、当ファンドは、「ファミリーファンド方式」を採用しており、実際の他のファンドへの投資は、マザーファンドを通じて行います。

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。

（イ）世界の債券、株式、不動産投資信託（リート）の３つの異なる資産に分散投資を行い、配当等収益の確保と信託財産の安定した成長を目指します。

（ロ）債券、株式、リートへの投資割合は、１：１：１を基本とします。

（ハ）外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

（ニ）資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

●好利回りを狙う３つのマザーファンドで運用します。

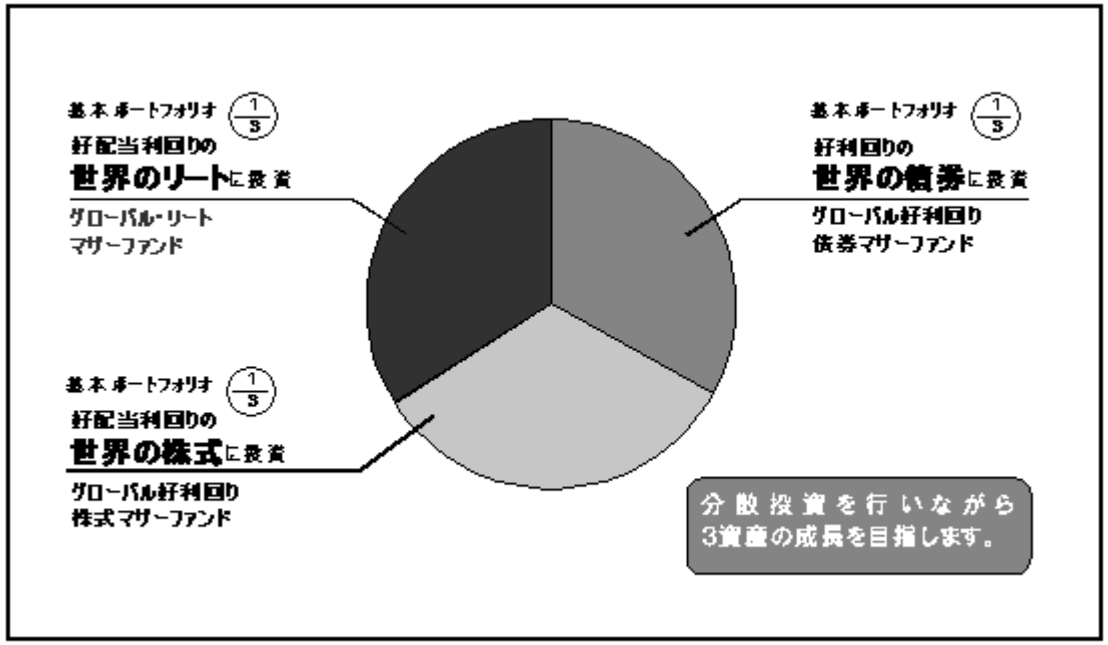

●毎月決算（毎月20日。休業日の場合は翌営業日）を行い、委託会社が、基準価額水準・市況動向等を勘案して分配します。

※原則として配当等収益を中心に安定した分配を目指します。また、売買益（評価益を含みます。）については、原則として、毎年３月、６月、９月および12月の決算時に、委託会社が基準価額の水準、分配対象額等を勘案して分配を行うことを目指します。

※上の図は分配金支払いのイメージを示したものであり、将来の分配金の支払いをお約束するものではありません。

※分配金額は委託会社が収益分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮し決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により収益分配を行わない場合があります。

（２）【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

１．有価証券

２．金銭債権

３．約束手形

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

１．為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図しま

す。

１．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

２．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

６．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第４号の証券および第５号の証券を以下「投資信託証券」といいます。また、第１号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）に限り行うことができるものとします。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（３）【運用体制】

イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

（イ）計画（Plan）

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネジャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

（ロ）実行（Do）

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

（ハ）検証（Check）

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

〔ファンドの運用体制〕

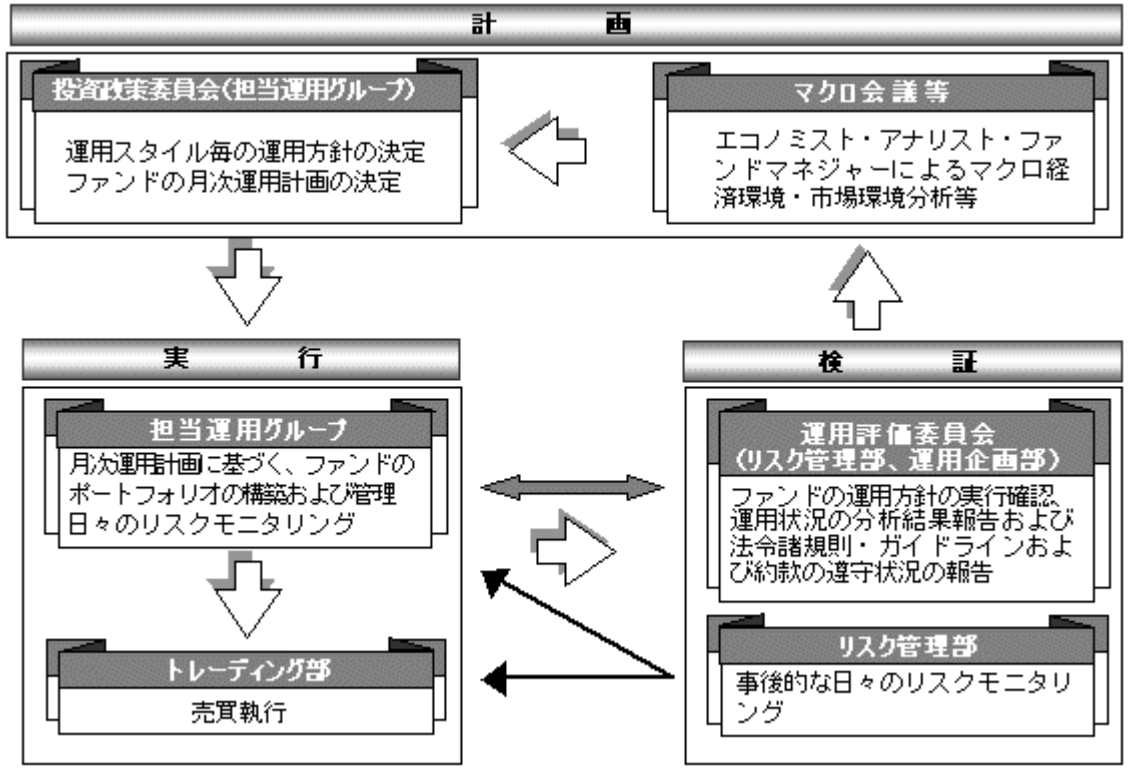

※リスク管理部は８名程度、運用企画部は９名程度で構成されています。
※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ　委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。
運用委託先に対しては、運用内容に関する十分な情報開示を求め、投資判断と委託の内容に齟齬がないかを確認します。また、定性・定量面における運用委託先の評価を継続的に実施します。
運用委託先管理部会において運用委託先との契約について年１回見直しの検討および継続可否判断等を行い、運用実績に優位性がある等の合理的理由のないままでの契約の継続は行いません。

〔グローバル・リート・マザーファンドの運用体制について〕

ファンドの主要投資対象の一つであるグローバル・リート・マザーファンドの運用は、運用の委託先であるＢＮＰパリバ インベストメント・パートナーズ・グループが、投資一任契約（運用委託契約）およびそれに付随するガイドラインに従って行います（資金配分（為替取引を含む）およびリート取引にかかる運用、運用状況の報告などを行います。）。

委託会社においては、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入の管理、運用の委託先への委託資産の増減の指示、余裕資金の運用等および運用の委託先の運用状況（ガイドライン等の遵守状況、運用パフォーマンスなど）のモニタリング等を行います。

（４）【分配方針】

毎月決算（原則として毎月20日、休業日の場合は翌営業日）を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

イ 分配対象額の範囲は、経費控除後の、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により収益分配を行わない場合があります。

※配当等収益を中心に安定した分配を目指します。売買益（評価益を含みます。）については、原則として、毎年３月、６月、９月および12月の決算時に、基準価額水準、分配対象額等を勘案して分配を行うことを目指します。

ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】

Ｉ ファンドの信託約款に基づく投資制限

イ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ロ 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50％以下とします。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

ハ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

ニ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ホ 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資

産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ヘ 資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

Ⅱ 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：マザーファンドの投資方針等）

（グローバル好利回り債券マザーファンド）

（１）投資方針等

イ 基本方針

世界の主要国の公社債に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）主として、世界の主要国のソブリン債等を中心に投資します。

※ソブリン債等には国債や政府機関が発行する債券のほか、地方債、世界銀行、アジア開発銀行などの国際機関が発行する債券も含まれます。

（ロ）投資対象とする債券の格付けは、取得時において主要格付け機関の長期信用格付けでＡＡ－格相当以上とします。

（ハ）主要投資対象国および国別配分については、信用力、流動性、金利・経済状況、通貨分散等を勘案して決定します。

（ニ）主要投資対象国および国別配分は、随時見直します。

（ホ）外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

（ヘ）資金動向、市況動向等により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

●ポートフォリオ構築の考え方

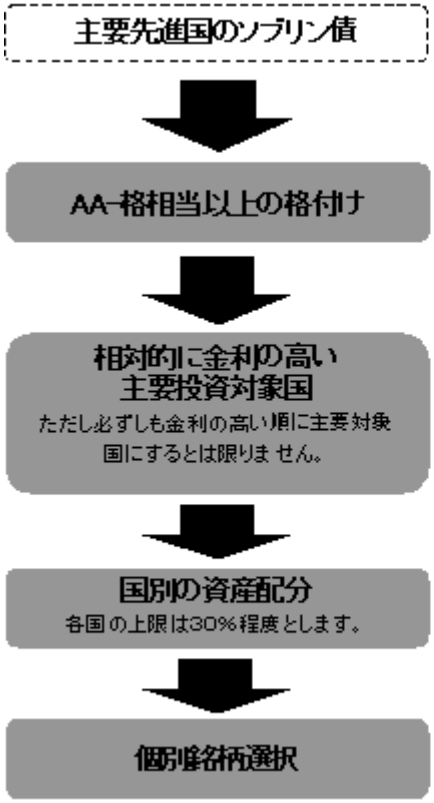

■ OECD加盟国のソブリン債を対象とします。

■ 投資対象とする債券の格付けは、取得時において、主要格付け機関の長期信用格付けでAA-格相当以上とします。

■ 金利の高さは主に5～10年国債金利を中心に判断します。

■ 主要投資対象国、国別配分については①信用力、②流動性、③金利・経済状況、④通貨分散等を勘案して決定します。
－投資対象国数は現状で6～7カ国程度となります。

■ 主要投資対象国、国別配分は随時見直します。

（2）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

１．有価証券

２．デリバティブ取引にかかる権利

３．金銭債権

４．約束手形

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

１．為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
（ロ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
（ハ）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
（ニ）同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
（ホ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５%以下とします。
（ヘ）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

ロ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されます。

（グローバル好利回り株式マザーファンド）

（1）投資方針等

イ 基本方針

世界の主要国の上場株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）世界の主要国の上場株式を主要投資対象とします。

（ロ）主要国の好配当銘柄に分散投資を行い、配当収入等による安定収益に加え、中長期的な信託財産の成長を狙います。
配当利回りと増配期待に着目した銘柄選定を行います。

（ハ）外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

（ニ）資金動向、市況動向等により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

●ポートフォリオ構築の考え方

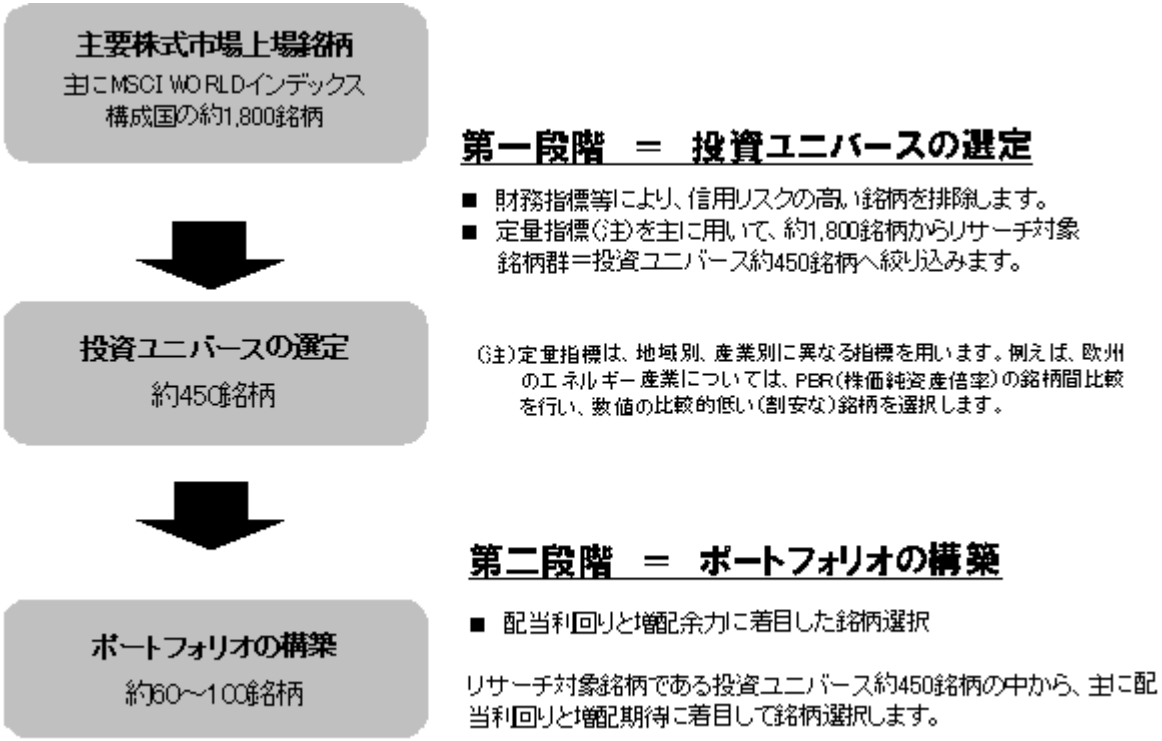

（2）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「参考情報：マザーファンドの投資方針等」において記載したグローバル好利回り債券マザーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「参考情報：マザーファンドの投資方針等」において記載したグローバル好利回り債券マザーファンドが投資対象とする有価証券に同じです。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「参考情報：マザーファンドの投資方針等」において記載したグローバル好利回り債券マザーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）株式への投資割合には制限を設けません。

（ロ）同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。

（ハ）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

（ニ）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。

（ホ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以下とします。

（ヘ）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。

（ト）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

ロ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されます。

（グローバル・リート・マザーファンド）

（１）投資方針等

イ 基本方針

主として日本を含む世界各国において上場（準ずるものを含みます。以下同じ。）しているリートに投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）主として日本を含む世界各国において上場しているリートに投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

（ロ）安定的かつ相対的に高い配当収益の確保を目指すために、賃貸事業収入比率＊の高い銘柄を中心に分散投資します。

＊賃貸事業収入比率：「賃貸事業収入÷営業収益」（実績ベース）

（ハ）外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないものとします。

（ニ）ビーエヌピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ・ネイザーランズ・エヌ・ブイに資金配分（為替取引を含む）およびリートの運用指図に関する権限、フォルティス・インベストメント・マネジメント・ユーエスエー・インク、ビーエヌピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッドにリートの運用指図に関する権限を委託します。

（ホ）なお資金動向、市場動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●ポートフォリオ構築の考え方

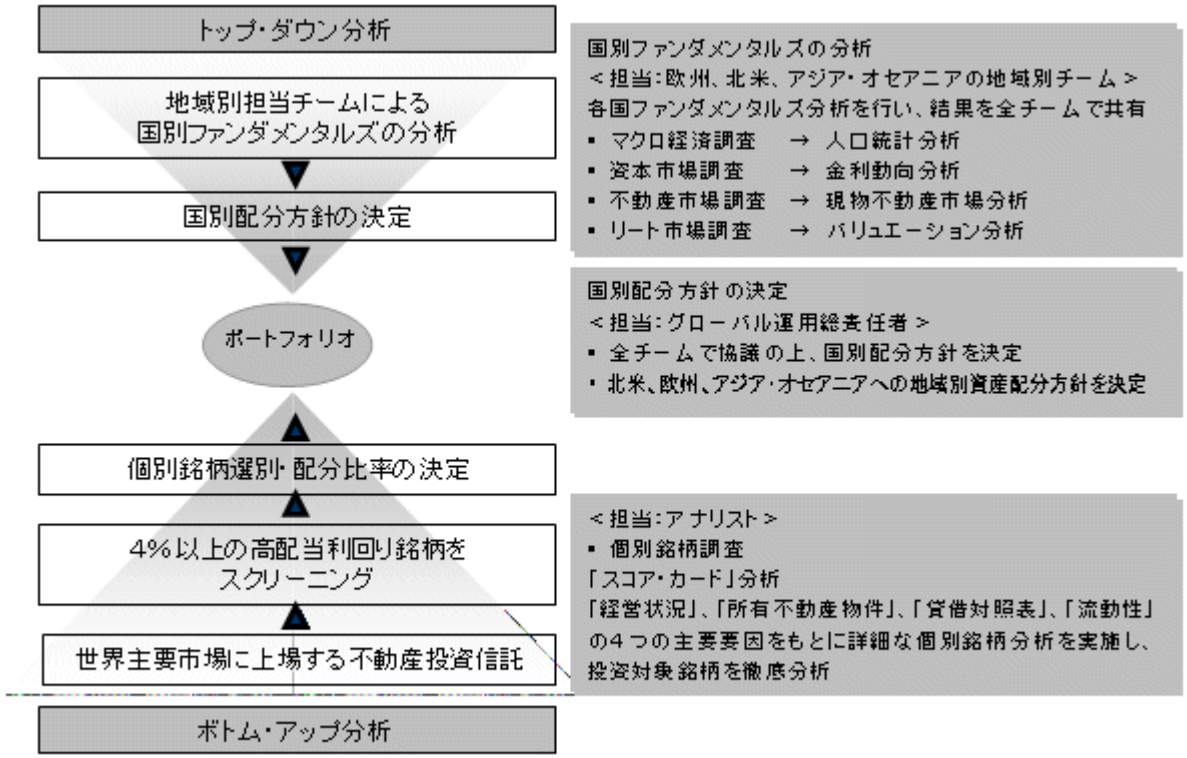

（出所）BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループ

（2）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 （2）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 （2）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号に投資します。ただし、第1号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）に限り行うことができるものとします。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 （2）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（3）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）主要投資対象とするリート、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限ります。

（ロ）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

（ハ）リートへの投資割合には、制限を設けません。

（ニ）同一銘柄のリートへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ロ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されます。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主に内外の株式、債券および不動産投資信託（リート）を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。当ファンドの基準価額は、組み入れた株式等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは金融機関の預金とは異なり、元金が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預金や保険契約と異なり、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等（当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドへの投資を通じて間接的に受ける実質的なリスク等を含みます。）のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

（ロ）債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

（ハ）不動産投資信託（リート）に関するリスク

不動産投資信託（リート）の価格は、不動産市況や金利・景気動向等の影響を受け変動します。また、不動産等にかかる法制度（税制、建築規制、会計制度等）の変更によって、価格が上下したり、配当の額に影響を及ぼすことがあります。リートに組み入れられている個々の不動産等の価値、それらの賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等の予測困難な事態により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ニ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ホ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（へ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

（ト）市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（チ）ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかるチェックを行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についてのチェックを行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

ＢＮＰパリバ インベストメント・パートナーズ・グループの運用および運用リスク管理体制

〔運用体制〕

ＢＮＰパリバ インベストメント・パートナーズ・グループでは、不動産はローカルな資産クラスであり、不動産関連有価証券投資には現地市場の知識が必要であると考えています。このため、ポートフォリオ運用は欧州、北米、アジア・オセアニア地域をカバーする３社で行っています。各社には、リートの分析・運用に専念するプロフェッショナルな運用チームがあり、チームの各メンバーは一つ以上の国またはセクターに特化しています。

また運用手法は、トップダウンとボトムアップを組み合わせた投資プロセスを堅持しています。トップダウンのパートでは、ポートフォリオの国別配分を決定します。国別配分戦略の決定に際しては、配当利回りの水準、その水準の予想持続可能性、為替見通し、充分な分散の実現度合い等が重要なファクターとなります。ボトムアップのパートでは、個別銘柄のポートフォリオへの組入れを決定します。個別のリートをそのファンダメンタルズの魅力について分析し、この分析の結果はスコア・カードにまとめられます。個々のリートは、経営陣の強さ、不動産ポートフォリオのクオリティ、財務の健全性、証券の流動性の四つの主要なカテゴリーで、各ファクターについてスコアリングされます。基本的に、比較的低いリスク水準で魅力的な高い配当利回りを提供しており、配当利回りが据え置きまたは増配が予想されるリートをポートフォリオに組み入れます。

〔運用リスク管理体制〕

・ＢＮＰパリバ インベストメント・パートナーズ・グループのリスク管理は、様々なレベルで行われます。ファンドのポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオのポジションを毎日チェックし、戦略的トップダウン・ポリシーと整合性が取れているかどうか、また、運用ガイドラインで許容された範囲におさまっているかを確認します。

・ポートフォリオの運用リスクをマルチ・ファクター・モデルによる要因分析によって、正確に把握します。また、運

用実績の要因分析によって、リスクとリターンの整合性もチェックします。

・運用ガイドラインとの整合性を分析・管理するシステムにより、遵守するべき運用ガイドラインと実際のポートフォリオの運用状況を運用部門だけではなく、リスク管理部門およびコンプライアンス部門も監視します。

・リスク管理部門およびコンプライアンス部門が、ポートフォリオが運用ガイドラインで許容されている配分からの逸脱を発見した場合には、運用部門に投資一任契約の規程に従って、逸脱を解消する行動を取るように指示します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.15%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。

（2）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、１口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.25%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

（3）【信託報酬等】

純資産総額に年1.47%（税抜き1.4%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします（投資対象とするリートにおいても、運用報酬等の負担があります。）。

信託報酬の実質的配分は各販売会社の純資産残高に応じて以下の通りです。

各販売会社の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
50億円未満の部分に対して	年0.73500%	年0.68250%	年0.05250%
50億円以上100億円未満の部分に対して	年0.70875%	年0.70875%	年0.05250%
100億円以上300億円未満の部分に対して	年0.68250%	年0.73500%	年0.05250%
300億円以上500億円未満の部分に対して	年0.65625%	年0.76125%	年0.05250%
500億円以上の部分に対して	年0.63000%	年0.78750%	年0.05250%

※信託報酬の配分は、税込みで記載しております。

※委託会社の配分には、運用委託先の投資顧問会社に支払う投資顧問報酬が含まれています。

（４）【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.00525%（税抜き0.005%）の率を乗じて得た金額（ただし、年630,000円（税抜き600,000円）を上限とします。）が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）等は、信託財産中から支弁するものとします。

※ 上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

※ リートを主要投資対象とするマザーファンドでは、株式と同様に取引所等の市場で売買される多数の銘柄のリートの中から、マザーファンドの約款上の選定基準に従って適宜組入銘柄を選定して分散投資を行い、また売却を行いますので、組み入れるリートの銘柄や構成比は流動的となります。
リートの多くは法人形態をとっており、その費用には、運用者等に支払う費用以外に、一般の会社と同じように多種多様なものがあり、また、国・地域によっては、開示する項目の基準が異なります。
したがって、委託会社において、マザーファンドが組み入れる様々なリートの費用等を網羅的に調査し、当ファンドへの投資等のための参考になるような情報として、その上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等および投資対象のリートの組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を

併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

（ハ）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

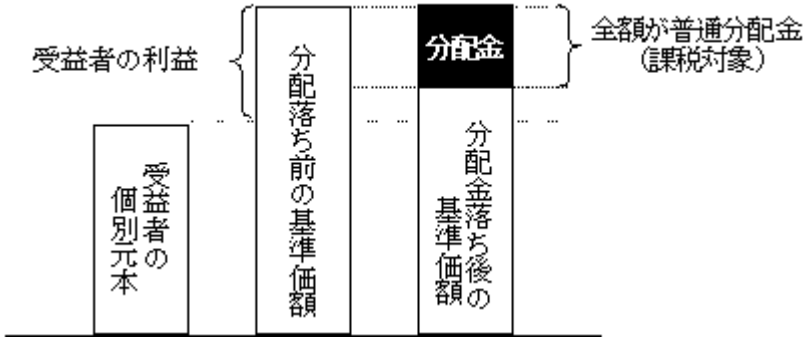

②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

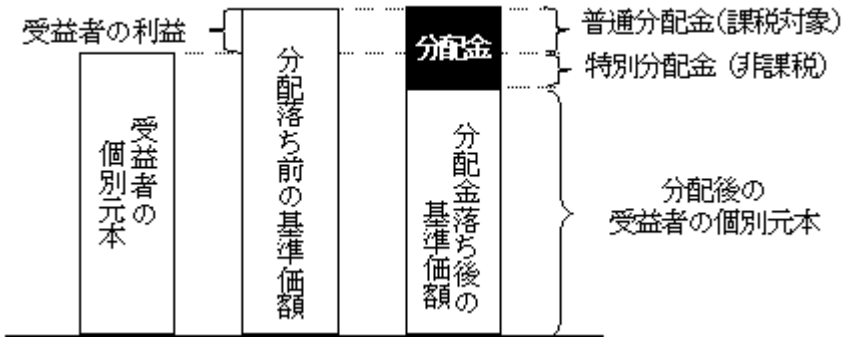

※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するもの

ではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

ｉ．収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成23年12月31日までは10%（所得税７%および地方税３%）、平成24年１月１日以降は20%（所得税15%および地方税５%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii．一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、平成23年12月31日までは10%（所得税７%および地方税３%）、平成24年１月１日以降は20%（所得税15%および地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは７%（所得税のみ）、平成24年１月１日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度の適用はありません。

※当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

※上記「(５)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成22年４月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

平成22年４月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
グローバル好利回り債券マザーファンド受益証券	日本	58,101,631,122	33.15
グローバル好利回り株式マザーファンド受益証券	日本	56,988,792,217	32.51
グローバル・リート・マザーファンド受益証券	日本	59,593,056,366	34.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		601,242,721	0.34
合計(純資産総額)		175,284,722,426	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ 主要投資銘柄

平成22年４月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量（口）	帳簿価額 単価／金額（円）	評価額 単価／金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	グローバル・リート・マザーファンド	52,251,693,438	1.0898 56,943,895,509	1.1405 59,593,056,366	34.00
日本	親投資信託受益証券	グローバル好利回り債券マザーファンド	52,790,869,637	1.0784 56,929,673,817	1.1006 58,101,631,122	33.15
日本	親投資信託受益証券	グローバル好利回り株式マザーファンド	58,480,033,061	0.9780 57,193,472,334	0.9745 56,988,792,217	32.51

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

平成22年４月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.66
合計	99.66

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

年月日	純資産総額 （円）	１万口当たりの 純資産額（円）
特定１期（平成18年３月20日）　（分配落）	26,182,786,550	10,210
特定１期（平成18年３月20日）　（分配付）	27,153,918,562	10,745
特定２期（平成18年９月20日）　（分配落）	80,989,439,142	10,558
特定２期（平成18年９月20日）　（分配付）	84,077,599,078	11,010
特定３期（平成19年３月20日）　（分配落）	197,661,467,476	10,820
特定３期（平成19年３月20日）　（分配付）	210,540,118,676	11,770
特定４期（平成19年９月20日）　（分配落）	372,640,923,842	10,480
特定４期（平成19年９月20日）　（分配付）	393,746,600,028	11,270
特定５期（平成20年３月21日）　（分配落）	299,426,090,652	8,258
特定５期（平成20年３月21日）　（分配付）	307,067,661,135	8,467
特定６期（平成20年９月22日）　（分配落）	274,064,071,307	8,036
特定６期（平成20年９月22日）　（分配付）	281,452,053,619	8,246
特定７期（平成21年３月23日）　（分配落）	149,839,314,936	4,604
特定７期（平成21年３月23日）　（分配付）	156,771,894,917	4,814
特定８期（平成21年９月24日）　（分配落）	182,851,730,218	5,720
特定８期（平成21年９月24日）　（分配付）	189,629,750,304	5,930
特定９期（平成22年３月23日）　（分配落）	169,734,655,083	5,632
特定９期（平成22年３月23日）　（分配付）	176,243,488,580	5,842
平成21年４月末日	163,675,094,660	5,042
平成21年５月末日	168,439,158,948	5,198
平成21年６月末日	168,995,724,294	5,226
平成21年７月末日	174,162,947,002	5,404
平成21年８月末日	179,229,981,395	5,578
平成21年９月末日	179,515,263,597	5,621
平成21年10月末日	180,467,625,626	5,690
平成21年11月末日	170,945,658,147	5,437
平成21年12月末日	179,961,550,789	5,802
平成22年１月末日	168,201,623,621	5,475

平成22年２月末日	164,034,093,748	5,391
平成22年３月末日	174,228,713,271	5,813
平成22年４月末日	175,284,722,426	5,923

（注１）純資産総額（分配付）および１万口当たりの純資産額（分配付）の欄は、各特定期間にかかる収益分配金の総額を含んでいます。

（注２）純資産総額（分配落）および１万口当たりの純資産額（分配落）の欄は、収益分配時に外国税額控除規定が適用された場合には当該控除額を含んでいます。

②【分配の推移】

計算期間	１万口当たり分配金（円）
特定１期（平成17年９月30日～平成18年３月20日）	540
特定２期（平成18年３月21日～平成18年９月20日）	460
特定３期（平成18年９月21日～平成19年３月20日）	960
特定４期（平成19年３月21日～平成19年９月20日）	800
特定５期（平成19年９月21日～平成20年３月21日）	210
特定６期（平成20年３月22日～平成20年９月22日）	210
特定７期（平成20年９月23日～平成21年３月23日）	210
特定８期（平成21年３月24日～平成21年９月24日）	210
特定９期（平成21年９月25日～平成22年３月23日）	210

③【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
特定１期	7.5
特定２期	7.8
特定３期	11.5
特定４期	4.2
特定５期	△19.2
特定６期	△0.1
特定７期	△40.1
特定８期	28.8
特定９期	2.1

（注１）収益率とは、特定期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（注２）収益分配時に外国税額控除規定が適用された場合には、上記収益率は同期間における受益者の投資収益率と異なる場合があります。

〔参考情報：マザーファンドの投資状況・投資資産〕

〔グローバル好利回り債券マザーファンド〕

（1）投資状況

平成22年４月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	11,411,294,073	18.88
	カナダ	7,034,768,267	11.64
	ドイツ	1,494,272,857	2.47
	フランス	1,264,714,309	2.09
	イギリス	4,751,409,151	7.86
	ニュージーランド	3,172,230,645	5.25
	ノルウェー	9,521,188,121	15.75
	小 計	38,649,877,423	63.93
地方債証券	オーストラリア	5,235,602,538	8.66
特殊債券	国際機関	14,345,154,810	23.73
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,223,774,127	3.68
合計(純資産総額)		60,454,408,898	100.00

（2）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成22年４月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価／金額（円）	評価額 単価／金額（円）	利率／償還期限	投資比率（%）
アメリカ	国債証券	US T 8.75% 20/08/15	34,190,000	13,341.72 4,561,534,479	13,385.86 4,576,627,936	8.75 2020/8/15	7.57
ノルウェー	国債証券	NORWAY GOV 6.5% 130515	179,500,000	1,767.28 3,172,276,575	1,769.98 3,177,128,460	6.5 2013/5/15	5.26
アメリカ	国債証券	US T 8.125% 19/08/15	22,400,000	12,715.59 2,848,292,615	12,747.95 2,855,541,885	8.125 2019/8/15	4.72

国際機関	特殊債券	EIB 8.75% 17/08/25	15,000,000	18,911.56 2,836,735,290	18,925.99 2,838,898,590	8.75 2017/8/25	4.70
アメリカ	国債証券	US T 11.25% 15/02/15	21,300,000	13,175.67 2,806,419,706	13,194.78 2,810,489,703	11.25 2015/2/15	4.65
ノルウェー	国債証券	NORWAY GOV 5% 150515	157,000,000	1,733.41 2,721,466,260	1,740.57 2,732,699,610	5 2015/5/15	4.52
カナダ	国債証券	CAN 8% 23/06/01	20,400,000	13,264.99 2,706,058,521	13,311.90 2,715,628,399	8 2023/6/1	4.49
国際機関	特殊債券	EUROFIMA 6.5% 11/08/22	30,500,000	8,867.84 2,704,693,518	8,858.22 2,701,758,564	6.5 2011/8/22	4.47
オーストラリア	地方債証券	NSWTC 6% 12/05/01	27,500,000	8,877.47 2,441,304,360	8,865.98 2,438,145,675	6 2012/5/1	4.03
国際機関	特殊債券	EIB 7.75% 10/10/26	35,000,000	6,955.73 2,434,506,900	6,947.56 2,431,646,700	7.75 2010/10/26	4.02
国際機関	特殊債券	ASIA 6.25% 11/06/15	24,000,000	8,822.35 2,117,365,920	8,809.23 2,114,216,640	6.25 2011/6/15	3.50
ニュージーランド	国債証券	NZGB 6.5% 130415	28,600,000	7,184.96 2,054,900,107	7,158.48 2,047,327,605	6.5 2013/4/15	3.39
イギリス	国債証券	UKT 8.75% 17/08/25	9,830,000	19,168.28 1,884,241,943	19,323.89 1,899,538,738	8.75 2017/8/25	3.14
ノルウェー	国債証券	NORWAY GOV 6% 110516	113,970,000	1,652.16 1,882,977,009	1,650.26 1,880,802,461	6 2011/5/16	3.11
国際機関	特殊債券	EIB 7% 12/01/24	20,000,000	8,995.56 1,799,113,680	8,973.69 1,794,739,680	7 2012/1/24	2.97
ノルウェー	国債証券	NORWAY GOV 4.25% 170519	103,000,000	1,667.59 1,717,619,760	1,680.15 1,730,557,590	4.25 2017/5/19	2.86
カナダ	国債証券	CAN 6% 11/06/01	13,700,000	9,850.37 1,349,500,832	9,823.98 1,345,886,235	6 2011/6/1	2.23
カナダ	国債証券	CAN 8% 27/06/01	9,600,000	13,891.32 1,333,566,816	13,914.43 1,335,785,310	8 2027/6/1	2.21
カナダ	国債証券	CAN 9% 25/06/01	8,970,000	14,645.13 1,313,668,512	14,687.32 1,317,453,454	9 2025/6/1	2.18

アメリカ	国債証券	US T 7.5% 16/11/15	9,800,000	11,886.62 1,164,889,387	11,924.84 1,168,634,549	7.5 2016/11/15	1.93
オーストラリア	地方債証券	NSWTC 7% 10/12/01	13,000,000	8,854.72 1,151,114,328	8,846.85 1,150,090,812	7 2010/12/1	1.90
ニュージーランド	国債証券	NZGB 6% 15/04/15	16,000,000	7,083.76 1,133,401,920	7,030.64 1,124,903,040	6 2015/4/15	1.86
国際機関	特殊債券	EIB 6.5% 19/08/07	12,000,000	8,733.12 1,047,975,408	8,748.00 1,049,760,000	6.5 2019/8/7	1.74
オーストラリア	地方債証券	QTC 6% 11/06/14	10,700,000	8,852.10 947,174,828	8,852.97 947,268,432	6 2011/6/14	1.57
ドイツ	国債証券	DBR 6.5% 27/07/04	5,500,000	16,910.60 930,083,440	17,109.77 941,037,680	6.5 2027/7/4	1.56
フランス	国債証券	FRTR 8.5% 19/10/25	5,100,000	17,788.19 907,197,792	17,828.02 909,229,305	8.5 2019/10/25	1.50
国際機関	特殊債券	EIB 7% 12/01/18	12,800,000	7,120.53 911,428,608	7,097.38 908,464,896	7 2012/1/18	1.50
イギリス	国債証券	UKT 8% 21/06/07	3,900,000	19,390.37 756,224,781	19,426.43 757,630,926	8 2021/6/7	1.25
オーストラリア	地方債証券	QTC 6% 13/08/14	7,900,000	8,883.09 701,764,533	8,861.99 700,097,619	6 2013/8/14	1.16
イギリス	国債証券	UKT 8% 13/09/27	3,800,000	17,330.19 658,547,459	17,247.26 655,396,252	8 2013/9/27	1.08

ロ 種類別の投資比率

平成22年４月30日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	63.93
地方債証券	8.66
特殊債券	23.73
合計	96.32

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

種類	取引所等および資産の名称	買建／売建	数量（枚）	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
為替予約取引	市場外取引 米ドル	買建	27,744,071	2,595,441,254	2,609,607,377	4.32
為替予約取引	市場外取引 オーストラリアドル	売建	7,107,730	608,486,368	621,215,602	1.03
為替予約取引	市場外取引 ノルウェークローネ	売建	9,999,678	156,314,967	158,894,884	0.26
為替予約取引	市場外取引 ユーロ	売建	14,942,099	1,836,960,754	1,859,843,084	3.08

（注）

１．基準日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

（1）基準日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

（2）基準日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の計算方法によっております。

①基準日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後の二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

②基準日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

２．基準日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、基準日の対顧客直物売買相場の仲値で評価しております。

〔グローバル好利回り株式マザーファンド〕

（1）投資状況

平成22年４月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	1,711,848,000	2.95
	アメリカ	18,334,233,463	31.62
	カナダ	3,636,234,660	6.27
	ドイツ	1,644,078,313	2.84
	イタリア	1,957,966,116	3.38
	フランス	3,144,347,372	5.42
	オーストラリア	8,394,758,208	14.48
	イギリス	8,347,871,692	14.40
	スイス	1,254,729,457	2.16
	香港	2,087,460,644	3.60
	シンガポール	1,062,494,651	1.83
	ニュージーランド	494,655,586	0.85
	オランダ	1,719,023,986	2.97
	スペイン	333,373,622	0.58
	ノルウェー	1,013,758,560	1.75
	ルクセンブルク	694,273,507	1.20
	キプロス	254,351,155	0.44
	ケイマン諸島	92,217,650	0.16
	マーシャル諸島	533,278,164	0.92
	小 計	56,710,954,806	97.82
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,264,315,553	2.18
合計(純資産総額)		57,975,270,359	100.00

（2）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成22年４月30日現在

国／地域	種類	銘柄名／業種	数量（株）	帳簿価額 単価／金額（円）	評価額 単価／金額（円）	投資比率（%）
カナダ	株式	NATIONAL BANK OF CANADA 〔銀行〕	219,000	5,869.95 1,285,520,013	5,855.92 1,282,446,567	2.21
カナダ	株式	ENBRIDGE INC 〔エネルギー〕	278,000	4,687.35 1,303,084,968	4,586.31 1,274,994,513	2.20
アメリカ	株式	INTEL CORP 〔半導体・半導体製造装置〕	556,000	2,257.68 1,255,270,080	2,209.70 1,228,595,590	2.12
オーストラリア	株式	TELSTRA CORPORATION LIMITED 〔電気通信サービス〕	4,430,000	272.93 1,209,113,568	276.43 1,224,615,024	2.11
アメリカ	株式	MCDONALD’S CORPORATION 〔消費者サービス〕	173,000	6,577.37 1,137,885,771	6,727.88 1,163,924,347	2.01
アメリカ	株式	ALTRIA GROUP INC 〔食品・飲料・タバコ〕	578,820	1,968.88 1,139,630,073	1,992.40 1,153,242,472	1.99
イギリス	株式	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC 〔食品・飲料・タバコ〕	419,000	2,807.96 1,176,536,664	2,748.83 1,151,761,110	1.99
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO 〔各種金融〕	278,000	4,269.83 1,187,014,769	4,139.08 1,150,664,240	1.98
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP 〔ソフトウェア・サービス〕	381,000	2,918.99 1,112,135,990	2,918.99 1,112,135,990	1.92
オーストラリア	株式	BHP BILLITON LTD 〔素材〕	308,000	3,747.64 1,154,274,105	3,542.94 1,091,225,520	1.88
アメリカ	株式	AT&T INC 〔電気通信サービス〕	434,082	2,481.56 1,077,203,392	2,458.98 1,067,403,210	1.84
オーストラリア	株式	BLUESCOPE STEEL LTD 〔素材〕	4,422,400	241.44 1,067,765,483	233.57 1,032,947,043	1.78
アメリカ	株式	SOUTHERN COPPER CORPORATION 〔素材〕	347,800	3,069.50 1,067,573,525	2,934.04 1,020,460,259	1.76
ノルウェー	株式	STATOIL ASA 〔エネルギー〕	444,000	2,265.75 1,005,993,000	2,283.24 1,013,758,560	1.75

香港	株式	HONGKONG ELECTRIC HOLDINGS 〔公益事業〕	1,799,000	569.17 1,023,936,830	557.66 1,003,240,234	1.73
イタリア	株式	ENEL SPA 〔公益事業〕	2,006,300	518.77 1,040,809,053	492.62 988,362,766	1.70
イギリス	株式	UNITED UTILITIES GROUP PLC 〔公益事業〕	1,266,500	812.67 1,029,258,840	777.34 984,508,455	1.70
アメリカ	株式	NSTAR 〔公益事業〕	283,000	3,427.91 970,098,756	3,468.36 981,546,134	1.69
オランダ	株式	KONINKLIJKE DSM NV 〔素材〕	229,000	4,201.82 962,217,329	4,265.92 976,897,878	1.69
イタリア	株式	ENI SPA 〔エネルギー〕	459,000	2,160.97 991,886,515	2,112.42 969,603,350	1.67
イギリス	株式	BP PLC 〔エネルギー〕	1,122,000	926.61 1,039,660,347	842.53 945,322,295	1.63
アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION 〔エネルギー〕	119,000	7,649.77 910,322,915	7,741.02 921,181,415	1.59
オーストラリア	株式	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL 〔銀行〕	180,000	5,170.06 930,612,240	5,036.22 906,520,248	1.56
イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC 〔食品・飲料・タバコ〕	287,000	3,130.29 898,394,693	3,006.98 863,005,269	1.49
スイス	株式	SWISSCOM AG-REG 〔電気通信サービス〕	26,900	34,139.25 918,345,878	31,770.15 854,617,250	1.47
アメリカ	株式	NORTHEAST UTILITIES 〔公益事業〕	329,000	2,583.16 849,860,363	2,593.50 853,264,757	1.47
オーストラリア	株式	AUST AND NZ BANKING GROUP LT 〔銀行〕	400,000	2,193.99 877,599,360	2,117.01 846,806,400	1.46
イギリス	株式	NATIONAL GRID PLC 〔公益事業〕	925,000	935.26 865,121,697	910.02 841,776,085	1.45
シンガポール	株式	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS 〔電気通信サービス〕	3,970,000	211.87 841,136,604	209.12 830,212,752	1.43
香港	株式	CLP HOLDINGS LTD 〔公益事業〕	1,247,500	684.21 853,558,212	663.62 827,875,930	1.43

ロ 種類別・業種別の投資比率

平成22年４月30日現在

種類	業種	投資比率（%）	種類	業種	投資比率（%）
株式（国内）	鉄鋼	0.54	株式（外国）	食品・飲料・タバコ	8.76
	電気・ガス業	0.59		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.10
	海運業	0.61		銀行	9.54
	情報・通信業	0.64		各種金融	2.87
	小売業	0.57		保険	4.71
株式（外国）	エネルギー	13.36		ソフトウェア・サービス	1.92
	素材	9.16		電気通信サービス	10.21
	資本財	4.81		公益事業	17.86
	運輸	0.92		半導体・半導体製造装置	3.36
	消費者サービス	2.01	合計		97.82
	メディア	1.27			

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

〔グローバル・リート・マザーファンド〕

（1）投資状況

平成22年４月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	13,731,894,500	9.78
	アメリカ	56,962,666,123	40.57
	カナダ	9,276,979,500	6.61
	フランス	13,204,915,443	9.40
	オーストラリア	21,080,817,967	15.01
	イギリス	12,608,693,096	8.98
	香港	2,953,832,448	2.10
	シンガポール	3,542,651,980	2.52
	オランダ	5,859,292,619	4.17
	小 計	139,221,743,676	99.16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,185,899,451	0.84
合計(純資産総額)		140,407,643,127	100.00

（2）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成22年４月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量（口）	帳簿価額 単価／金額（円）	評価額 単価／金額（円）	投資比率（%）
オーストラリア	投資証券	WESTFIELD GROUP	11,158,562	1,097.87 12,250,695,097	1,090.00 12,162,841,506	8.66
フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO SE	474,500	18,441.71 8,750,592,344	17,663.71 8,381,431,344	5.97
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	1,436,445	3,867.21 5,555,045,529	4,436.34 6,372,560,135	4.54

イギリス	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	8,500,000	697.88 5,931,984,930	676.96 5,754,233,780	4.10
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	968,673	4,171.54 4,040,864,498	4,603.78 4,459,563,002	3.18
カナダ	投資証券	RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	2,381,058	1,749.84 4,166,474,282	1,786.06 4,252,713,403	3.03
イギリス	投資証券	SEGRO PLC	9,000,000	463.09 4,167,813,780	448.37 4,035,419,820	2.87
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	4,987	767,000 3,825,029,000	788,000 3,929,756,000	2.80
アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	452,537	7,204.82 3,260,448,216	8,123.88 3,676,358,636	2.62
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	4,677	757,000 3,540,489,000	785,000 3,671,445,000	2.61
アメリカ	投資証券	FEDERAL REALTY INVESTMENT TRUST	459,345	6,893.44 3,166,471,606	7,412.71 3,404,994,031	2.43
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	337,880	8,666.24 2,928,151,560	10,032.56 3,389,803,231	2.41
アメリカ	投資証券	NATIONWIDE HEALTH PROPERTIES INC	975,828	3,172.98 3,096,283,800	3,368.64 3,287,219,771	2.34
日本	投資証券	野村不動産オフィスファンド投資法人	6,072	544,000 3,303,168,000	531,000 3,224,232,000	2.30
カナダ	投資証券	BOARDWALK REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	822,445	3,935.25 3,236,526,978	3,855.60 3,171,025,192	2.26
香港	投資証券	LINK REIT	12,704,000	231.78 2,944,601,721	232.51 2,953,832,448	2.10
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	284,253	9,063.64 2,576,368,140	10,325.12 2,934,947,244	2.09
オーストラリア	投資証券	STOCKLAND	8,084,179	354.29 2,864,176,114	347.29 2,807,599,796	2.00
アメリカ	投資証券	PROLOGIS	2,177,437	1,280.29 2,787,756,695	1,283.11 2,793,901,640	1.99

アメリカ	投資証券	TAUBMAN CENTERS INC	660,779	3,839.93 2,537,349,995	4,201.16 2,776,042,400	1.98
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORPORATION	1,712,129	1,425.43 2,440,527,966	1,532.40 2,623,666,993	1.87
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS AND RESORTS INC	1,322,612	1,382.11 1,828,000,773	1,577.55 2,086,491,718	1.49
アメリカ	投資証券	DOUGLAS EMMETT INC	1,248,538	1,523.93 1,902,689,508	1,669.74 2,084,736,961	1.48
オーストラリア	投資証券	DEXUS PROPERTY GROUP	29,042,688	70.85 2,057,930,020	70.42 2,045,226,748	1.46
アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES INC	253,464	7,110.75 1,802,319,467	7,844.49 1,988,297,663	1.42
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	211,762	8,641.27 1,829,892,660	9,333.62 1,976,507,181	1.41
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	226,706	7,739.13 1,754,509,223	8,693.94 1,970,970,492	1.40
カナダ	投資証券	CANADIAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	699,931	2,584.30 1,808,834,792	2,647.74 1,853,240,905	1.32
フランス	投資証券	KLEPIERRE	561,718	3,406.74 1,913,631,981	3,275.69 1,840,014,709	1.31
イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	1,920,000	971.32 1,864,937,664	946.08 1,816,479,744	1.29

ロ 種類別の投資比率

平成22年４月30日現在

種類	投資比率（%）
投資証券	99.16
合計	99.16

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第二部【ファンドの詳細情報】

第１【ファンドの沿革】

平成17年９月30日　　信託契約締結、設定、運用開始。

第２【手続等】

１【申込（販売）手続等】

イ　申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。
当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の２つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後３時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。
販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
ファンドのお買付けに関しましては、クーリングオフ制度の適用はありません。

ロ　申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ　申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.15%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。
※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。
※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ニ　申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ　照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。

ヘ　申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト　払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

２【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。
お買付けの販売会社にお申し出ください。
解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。
解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
一部解約金は、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。
一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.25%）を差し引いた価額となります。
一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。
委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

第３【管理及び運営】

１【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「ワンプレ」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。

（２）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成17年９月30日から下記「（５）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（４）【計算期間】

毎月21日から翌月20日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

ａ．委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、受益権口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ｃ．上記ｂの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ．上記ｃの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、信託契約の解約をしません。

ｅ．委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｆ．上記ｃ～ｅまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｃの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

ａ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。

ｂ．上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。

ｃ．委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

ａ．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

※配当等収益を中心に安定した分配を目指します。売買益（評価益を含みます。）については、原則として、毎年３月、６月、９月および12月の決算時に、基準価額水準、分配対象額等を勘案して分配を行うことを目指します。

ｂ．分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更

（イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

（ハ）上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べ

るべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

（ニ）上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、（イ）の信託約款の変更をしません。

（ホ）委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の３ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に１年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は６ヵ月（原則として３月、９月の各決算時までの期間）毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

２【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当

該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２ 手続等 ２ 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第４【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は６ヶ月未満であるため、財務諸表は６ヶ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、特定８期（平成21年３月24日から平成21年９月24日まで）および特定９期（平成21年９月25日から平成22年３月23日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【グローバル３資産ファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定８期 (平成21年９月24日現在)	特定９期 (平成22年３月23日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,296,985,031	1,686,526,569
親投資信託受益証券	181,081,070,679	169,267,741,091
未収入金	－	300,000,000
未収利息	7,226	2,310
流動資産合計	184,378,062,936	171,254,269,970
資産合計	184,378,062,936	171,254,269,970
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,118,642,537	1,054,858,343
未払解約金	153,996,650	267,619,446
未払受託者報酬	9,058,609	7,038,737
未払委託者報酬	244,582,422	190,045,861
その他未払費用	52,500	52,500
流動負債合計	1,526,332,718	1,519,614,887
負債合計	1,526,332,718	1,519,614,887
純資産の部		
元本等		
元本	319,693,425,580	301,388,098,248
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△136,841,695,362	△131,653,443,165
元本等合計	182,851,730,218	169,734,655,083
純資産合計	182,851,730,218	169,734,655,083
負債純資産合計	184,378,062,936	171,254,269,970

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定８期 自 平成21年３月24日 至 平成21年９月24日	特定９期 自 平成21年９月25日 至 平成22年３月23日
営業収益		
受取利息	982,393	421,533
有価証券売買等損益	44,097,599,305	4,936,670,412
営業収益合計	44,098,581,698	4,937,091,945
営業費用		
受託者報酬	45,101,703	45,410,632
委託者報酬	1,217,746,036	1,226,087,018
その他費用	315,064	324,064
営業費用合計	1,263,162,803	1,271,821,714
営業利益	42,835,418,895	3,665,270,231
経常利益	42,835,418,895	3,665,270,231
当期純利益	42,835,418,895	3,665,270,231
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	121,708,400	△122,929,282
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△175,590,414,548	△136,841,695,362
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,332,016,783	8,567,725,514
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,332,016,783	8,567,725,514
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,518,988,006	658,839,333
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,518,988,006	658,839,333
分配金	6,778,020,086	6,508,833,497
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△136,841,695,362	△131,653,443,165

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	特定８期 自 平成21年３月24日 至 平成21年９月24日	特定９期 自 平成21年９月25日 至 平成22年３月23日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 同 左
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当特定期間は前期末および当期末が休日のため、平成21年３月24日から平成21年９月24日までとなっております。	計算期間の取扱い 当特定期間は前期末および当期末が休日のため、平成21年９月25日から平成22年３月23日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	特定８期 （平成21年９月24日現在）	特定９期 （平成22年３月23日現在）
１．受益権総数	当該特定期間の末日における受益権の総数 319,693,425,580口	当該特定期間の末日における受益権の総数 301,388,098,248口
２．元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額 136,841,695,362円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額 131,653,443,165円
３．１単位当たり純資産額	0.5720円 （１万口＝5,720円）	0.5632円 （１万口＝5,632円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	特定８期 自 平成21年３月24日 至 平成21年９月24日
１．委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 143,593,803円
２．分配金の計算過程	（自 平成21年３月24日 至 平成21年４月20日） 第43計算期間末における費用控除後の配当等収益（833,078,419円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（83,214,082円）、および分配準備積立金（36,855,966,971円）より、分配対象収益は37,772,259,472円（１万口当たり1,163.09円）であり、うち1,136,651,640円（１万口当たり35円）を分配金額としております。 （自 平成21年４月21日 至 平成21年５月20日） 第44計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,033,194,344円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（78,561,756円）、および分配準備積立金（36,514,442,443円）より、分配対象収益は37,626,198,543円（１万口当たり1,159.99円）であり、うち1,135,276,314円（１万口当たり35円）を分配金額としております。 （自 平成21年５月21日 至 平成21年６月22日） 第45計算期間末における費用控除後の配当等収益（706,769,442円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（76,515,397円）、および分配準備積立金（36,323,795,626円）より、分配対象収益は37,107,080,465円（１万口当たり1,146.91円）であり、うち1,132,385,650円（１万口当たり35円）を分配金額としております。 （自 平成21年６月23日 至 平成21年７月21日） 第46計算期間末における費用控除後の配当等収益（597,692,005円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（68,547,502円）、および分配準備積立金（35,829,259,169円）より、分配対象収益は36,495,498,676円（１万口当たり1,130.48円）であり、うち1,129,902,206円（１万口当たり35円）を分配金額としております。 （自 平成21年７月22日 至 平成21年８月20日） 第47計算期間末における費用控除後の配当等収益（855,082,027円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（63,994,541円）、および分配準備積立金（35,177,788,601円）より、分配対象収益は36,096,865,169円（１万口当たり1,122.15円）であり、うち1,125,859,159円（１万口当たり35円）を分配金額としております。 （自 平成21年８月21日 至 平成21年９月24日） 第48計算期間末における費用控除後の配当等収益（775,503,584円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（78,745,269円）、および分配準備積立金（34,680,395,509円）より、分配対象収益は35,534,644,362円（１万口当たり1,111.52円）であり、うち1,118,926,989円（１万口当たり35円）を分配金額としております。

	なお、特定８期の分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、支払外国税調整額981,872円によるものです。

項 目	特定９期 自 平成21年９月25日 至 平成22年３月23日
１．委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 144,131,423円
２．分配金の計算過程	（自 平成21年９月25日 至 平成21年10月20日） 第49計算期間末における費用控除後の配当等収益（464,597,830円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（74,564,000円）、および分配準備積立金（34,199,457,731円）より、分配対象収益は34,738,619,561円（１万口当たり1,091.19円）であり、うち1,114,235,199円（１万口当たり35円）を分配金額としております。 （自 平成21年10月21日 至 平成21年11月20日） 第50計算期間末における費用控除後の配当等収益（390,377,809円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（46,194,403円）、および分配準備積立金（33,261,011,945円）より、分配対象収益は33,697,584,157円（１万口当たり1,068.74円）であり、うち1,103,554,100円（１万口当たり35円）を分配金額としております。 （自 平成21年11月21日 至 平成21年12月21日） 第51計算期間末における費用控除後の配当等収益（336,331,290円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（70,484,926円）、および分配準備積立金（32,114,776,920円）より、分配対象収益は32,521,593,136円（１万口当たり1,044.74円）であり、うち1,089,505,805円（１万口当たり35円）を分配金額としております。 （自 平成21年12月22日 至 平成22年１月20日） 第52計算期間末における費用控除後の配当等収益（625,523,019円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（64,697,709円）、および分配準備積立金（31,096,441,069円）より、分配対象収益は31,786,661,797円（１万口当たり1,030.14円）であり、うち1,079,977,697円（１万口当たり35円）を分配金額としております。 （自 平成22年１月21日 至 平成22年２月22日） 第53計算期間末における費用控除後の配当等収益（583,085,358円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（58,386,643円）、および分配準備積立金（30,298,763,925円）より、分配対象収益は30,940,235,926円（１万口当たり1,014.43円）であり、うち1,067,498,224円（１万口当たり35円）を分配金額としております。 （自 平成22年２月23日 至 平成22年３月23日） 第54計算期間末における費用控除後の配当等収益（663,634,219円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（75,092,448円）、および分配準備積立金（29,448,891,876円）より、分配対象収益は30,187,618,543円（１万口当たり1,001.61円）であり、うち1,054,858,343円（１万口当たり35円）を分配金額としております。

	なお、特定９期の分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、支払外国税調整額795,871円によるものです。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定８期（自 平成21年３月24日 至 平成21年９月24日）

種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	181,081,070,679円	9,230,625,613円
合 計	181,081,070,679円	9,230,625,613円

特定９期（自 平成21年９月25日 至 平成22年３月23日）

種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	169,267,741,091円	3,215,567,688円
合 計	169,267,741,091円	3,215,567,688円

（デリバティブ取引に関する注記）

Ⅰ．取引の状況に関する事項

項 目	特定８期 自 平成21年３月24日 至 平成21年９月24日	特定９期 自 平成21年９月25日 至 平成22年３月23日
１．取引の内容	当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。 ①外国為替の売買の予約取引。	同 左
２．取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては、信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。	同 左
３．取引の利用目的	外貨建資産の為替ヘッジのため。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わない方針としておりますが、資金動向、市場動向等によっては為替ヘッジを行うことがあります。	同 左
４．取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとしてマーケットリスクがあげられます。マーケットリスクについては、ポジションや時価、予想損失額の把握が重要だと考えております。	同 左

５．取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。	同 左
６．取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同 左

Ⅱ．取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

特定８期（平成21年９月24日現在）
特定８期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

特定９期（平成22年３月23日現在）
特定９期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定８期（自 平成21年３月24日 至 平成21年９月24日）
該当事項はありません。

特定９期（自 平成21年９月25日 至 平成22年３月23日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	特定８期 （平成21年９月24日現在）	特定９期 （平成22年３月23日現在）
期首元本額	325,429,729,484円	319,693,425,580円
期中追加設定元本額	3,169,528,349円	1,517,774,884円
期中一部解約元本額	8,905,832,253円	19,823,102,216円

（４）【附属明細表】
有価証券明細表

(a)株式
該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 別	銘柄名	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託 受益証券	グローバル好利回り債券 マザーファンド	53,347,846,017円	1.0436円	55,673,812,103円

親投資信託受益証券	**グローバル好利回り株式マザーファンド**	60,021,712,342**円**	0.9324**円**	55,964,244,587**円**
親投資信託受益証券	**グローバル・リート・マザーファンド**	54,532,252,462**円**	1.0568**円**	57,629,684,401**円**
合 計	――――――	167,901,810,821**円**	――	169,267,741,091**円**

（参考情報）

当ファンドは、「グローバル好利回り債券マザーファンド」、「グローバル好利回り株式マザーファンド」、「グローバル・リート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「グローバル好利回り債券マザーファンド」の状況

（1）貸借対照表

期 別	特定８期 （平成21年９月24日現在）	特定９期 （平成22年３月23日現在）
科 目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
Ⅰ 流動資産		
預金	330,956	313,865
コール・ローン	1,401,701,858	591,910,587
国債証券	38,117,866,282	35,873,545,763
地方債証券	7,641,069,905	5,638,064,787
特殊債券	12,869,986,492	14,488,693,475
未収利息	1,104,011,595	1,265,941,325
前払費用	183,226,826	45,991,392
流動資産合計	61,318,193,914	57,904,461,194
資産合計	61,318,193,914	57,904,461,194
負債の部		
Ⅰ 流動負債		
流動負債合計	—	—
負債合計	—	—
純資産の部		
Ⅰ 元本等		
１ 元本		
元本	58,937,378,262	55,485,544,330

元本合計	58,937,378,262	55,485,544,330
２ 剰余金		
期末剰余金	2,380,815,652	2,418,916,864
剰余金合計	2,380,815,652	2,418,916,864
元本等合計	61,318,193,914	57,904,461,194
純資産合計	61,318,193,914	57,904,461,194
負債・純資産合計	61,318,193,914	57,904,461,194

（注）「グローバル好利回り債券マザーファンド」は、毎月20日（ただし、休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。上記の貸借対照表は平成21年９月24日ならびに平成22年３月23日現在における同マザーファンドの状況です。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	特定８期 自 平成21年３月24日 至 平成21年９月24日	特定９期 自 平成21年９月25日 至 平成22年３月23日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券（売買目的有価証券） 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券（売買目的有価証券） 同 左
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によっております。	為替予約取引 同 左
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。	外貨建資産等の会計処理 同 左

（貸借対照表に関する注記）

項 目	特定８期 （平成21年９月24日現在）	特定９期 （平成22年３月23日現在）
１．受益権総数	当該特定期間の末日における受益権の総数 58,937,378,262口	当該特定期間の末日における受益権の総数 55,485,544,330口
２．１単位当たり純資産額	1.0404円 （１万口＝10,404円）	1.0436円 （１万口＝10,436円）

（デリバティブ取引に関する注記）

Ⅰ．取引の状況に関する事項

項 目	特定８期 自 平成21年３月24日 至 平成21年９月24日	特定９期 自 平成21年９月25日 至 平成22年３月23日
１．取引の内容	当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。 ①ａ．わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 ｂ．わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 ｃ．わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 ②異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。 ③金利先渡取引および為替先渡取引。 ④外国為替の売買の予約取引。	同 左
２．取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては、信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。	同 左
３．取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため。	同 左
４．取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとして価格変動リスクがあります。	同 左
５．取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。	同 左
６．取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同 左

Ⅱ．取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

特定８期（平成21年９月24日現在）
特定８期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

特定９期（平成22年３月23日現在）
特定９期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定８期（自 平成21年３月24日 至 平成21年９月24日）
該当事項はありません。

特定９期（自 平成21年９月25日 至 平成22年３月23日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

特定８期 （平成21年９月24日現在）	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	54,397,136,415円
同期中における追加設定元本額	7,912,452,453円
同期中における一部解約元本額	3,372,210,606円
期末における元本の内訳	
グローバル３資産ファンド	56,721,781,373円
ニュー・グローバル・バランス・ファンド	2,215,596,889円
合 計	58,937,378,262円

特定９期 （平成22年３月23日現在）	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	58,937,378,262円

同期中における追加設定元本額	603,260,208円
同期中における一部解約元本額	4,055,094,140円
期末における元本の内訳	
グローバル３資産ファンド	53,347,846,017円
ニュー・グローバル・バランス・ファンド	2,137,698,313円
合 計	55,485,544,330円

（３）附属明細表

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種類	銘　柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	米ドル			
	US T11.25%15/02/15	21,300,000.00	30,082,921.87	
	US T7.5%16/11/15	2,800,000.00	3,569,562.50	
	US T8.125%19/08/15	4,600,000.00	6,266,062.50	
	US T8.75%20/08/15	24,490,000.00	35,081,925.00	
	米ドル 小計	53,190,000.00	75,000,471.87	
	（邦貨換算額）		(6,771,792,605)	（単位：円）
	カナダドル			
	CAN5.75%29/06/01	2,800,000.00	3,434,984.00	
	CAN6%11/06/01	7,200,000.00	7,628,400.00	
	CAN8%23/06/01	8,700,000.00	12,455,877.00	
	CAN8%27/06/01	9,600,000.00	14,350,464.00	
	CAN9%25/06/01	8,970,000.00	14,146,676.70	
	CAN9.5%10/06/01	16,940,000.00	17,242,717.80	
	カナダドル 小計	54,210,000.00	69,259,119.50	
	（邦貨換算額）		(6,137,743,170)	（単位：円）
	ユーロ			
	DBR5.25%11/01/04	2,210,000.00	2,291,946.80	
	DBR6%16/06/20	3,670,000.00	4,397,210.50	
	DBR6.5%27/07/04	5,500,000.00	7,427,750.00	
	FRTR6.5%11/04/25	6,300,000.00	6,695,640.00	
	FRTR8.5%12/12/26	2,400,000.00	2,860,800.00	

	FRTR8.5%19/10/25	14,600,000.00	20,883,840.00	
	ユーロ 小計	34,680,000.00	44,557,187.30	
	（邦貨換算額）		(5,448,898,434)	**（単位：円）**
	英ポンド			
	UKT6.0%281207	2,500,000.00	2,997,000.00	
	UKT8%13/09/27	4,600,000.00	5,518,160.00	
	UKT8%15/12/07	2,810,000.00	3,540,038.00	
	UKT8%21/06/07	3,900,000.00	5,298,930.00	
	UKT8.75%17/08/25	10,130,000.00	13,620,899.30	
	UKT9%11/07/12	3,140,000.00	3,470,547.80	
	英ポンド 小計	27,080,000.00	34,445,575.10	
	（邦貨換算額）		(4,690,798,417)	**（単位：円）**
	ノルウェークローネ			
	NORWAY GOV4.25%170519	103,000,000.00	107,552,600.00	
	NORWAY GOV5%150515	157,000,000.00	169,968,200.00	
	NORWAY GOV6%110516	123,970,000.00	128,953,594.00	
	NORWAY GOV6.5%130515	216,500,000.00	240,423,250.00	
	ノルウェークローネ 小計	600,470,000.00	646,897,644.00	
	（邦貨換算額）		(9,839,313,165)	**（単位：円）**
	ニュージーランドドル			
	NZGB6%15/04/15	16,000,000.00	16,640,000.00	
	NZGB6.5%130415	28,600,000.00	30,190,875.00	
	ニュージーランドドル 小計	44,600,000.00	46,830,875.00	
	（邦貨換算額）		(2,984,999,972)	**（単位：円）**
地方債証券	**オーストラリアドル**			
	NSWTC6%12/05/01	35,500,000.00	36,049,078.50	
	NSWTC7%10/12/01	13,000,000.00	13,185,900.00	

	QTC6%11/06/14	10,700,000.00	10,821,980.00	
	QTC6%13/08/14	7,900,000.00	8,035,611.40	
	オーストラリアドル 小計	67,100,000.00	68,092,569.90	
	（邦貨換算額）		(5,638,064,787)	**（単位：円）**
特殊債券	**英ポンド**			
	EIB8.75%17/08/25	15,000,000.00	19,738,500.00	
	英ポンド 小計	15,000,000.00	19,738,500.00	
	（邦貨換算額）		(2,687,988,930)	**（単位：円）**
	オーストラリアドル			
	ASIA6.25%11/06/15	35,000,000.00	35,315,000.00	
	EIB6.5%19/08/07	12,000,000.00	12,018,000.00	
	EIB7%12/01/24	20,000,000.00	20,578,000.00	
	EUROFIMA6.5%11/08/22	30,500,000.00	30,933,100.00	
	オーストラリアドル 小計	97,500,000.00	98,844,100.00	
	（邦貨換算額）		(8,184,291,480)	**（単位：円）**
	ニュージーランドドル			
	EIB7%12/01/18	12,800,000.00	13,404,160.00	
	EIB7.75%10/10/26	35,000,000.00	35,864,500.00	
	EIB7.75%12/7/31	4,000,000.00	4,294,288.00	
	IADB7.25%12/05/24	3,000,000.00	3,174,000.00	
	ニュージーランドドル 小計	54,800,000.00	56,736,948.00	
	（邦貨換算額）		(3,616,413,065)	**（単位：円）**
合 計			56,000,304,025	**単位：円**
（外貨建有価証券邦貨換算額合計）			(56,000,304,025)	**（単位：円）**

（注）

1．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるもので、内書きであります。

2．米ドル表示の債券については、4銘柄、信託財産純資産総額に対する比率11.7%、

合計に対する比率12.1%です。
カナダドル表示の債券については、6銘柄、信託財産純資産総額に対する比率10.6%、
合計に対する比率11.0%です。
ユーロ表示の債券については、6銘柄、信託財産純資産総額に対する比率9.4%、
合計に対する比率9.7%です。
英ポンド表示の債券については、7銘柄、信託財産純資産総額に対する比率12.7%、
合計に対する比率13.2%です。
ノルウェークローネ表示の債券については、4銘柄、信託財産純資産総額に対する比率17.0%、
合計に対する比率17.6%です。
オーストラリアドル表示の債券については、8銘柄、信託財産純資産総額に対する比率23.8%、
合計に対する比率24.7%です。
ニュージーランドドル表示の債券については、6銘柄、信託財産純資産総額に対する比率11.4%、
合計に対する比率11.8%です。

「グローバル好利回り株式マザーファンド」の状況

（1）貸借対照表

期 別	特定８期 （平成21年９月24日現在）	特定９期 （平成22年３月23日現在）
科 目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
Ⅰ 流動資産		
預金	257,372,302	108,515,157
コール・ローン	1,182,288,984	2,184,524,304
株式	59,580,309,130	54,420,392,342
未収配当金	246,999,407	236,758,914
未収利息	2,591	2,992
流動資産合計	61,266,972,414	56,950,193,709
資産合計	61,266,972,414	56,950,193,709
負債の部		
Ⅰ 流動負債		
流動負債合計	―	―
負債合計	―	―
純資産の部		
Ⅰ 元本等		
１ 元本		
元本	67,437,256,280	61,076,659,877
元本合計	67,437,256,280	61,076,659,877
２ 剰余金		
期末欠損金	6,170,283,866	4,126,466,168
剰余金合計	△6,170,283,866	△4,126,466,168
元本等合計	61,266,972,414	56,950,193,709
純資産合計	61,266,972,414	56,950,193,709
負債・純資産合計	61,266,972,414	56,950,193,709

（注）「グローバル好利回り株式マザーファンド」は、毎月20日（ただし、休業日の場合は翌営業日）に決算を

行います。上記の貸借対照表は平成21年９月24日ならびに平成22年３月23日現在における同マザーファンドの状況です。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	特定８期 自 平成21年３月24日 至 平成21年９月24日	特定９期 自 平成21年９月25日 至 平成22年３月23日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	株式（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式（売買目的有価証券） 同 左
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によっております。	為替予約取引 同 左
３．収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。	受取配当金の計上基準 同 左
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。	外貨建資産等の会計処理 同 左

（貸借対照表に関する注記）

項 目	特定８期 （平成21年９月24日現在）	特定９期 （平成22年３月23日現在）
１．受益権総数	当該特定期間の末日における受益権の総数 67,437,256,280口	当該特定期間の末日における受益権の総数 61,076,659,877口
２．元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額 6,170,283,866円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額 4,126,466,168円
３．１単位当たり純資産額	0.9085円 （１万口＝9,085円）	0.9324円 （１万口＝9,324円）

（デリバティブ取引に関する注記）

Ⅰ．取引の状況に関する事項

項 目	特定８期 自 平成21年３月24日 至 平成21年９月24日	特定９期 自 平成21年９月25日 至 平成22年３月23日
１．取引の内容	当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。 ①ａ．わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 ｂ．わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 ｃ．わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 ②異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。 ③金利先渡取引および為替先渡取引。 ④外国為替の売買の予約取引。	同 左
２．取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。	同 左
３．取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため。	同 左
４．取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとしてマーケットリスクがあげられます。マーケットリスクについては、ポジションや時価、予想損失額の把握が重要だと考えております。	同 左
５．取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。	同 左
６．取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同 左

Ⅱ．取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

特定８期（平成21年９月24日現在）

特定８期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

特定９期（平成22年３月23日現在）

特定９期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定８期（自 平成21年３月24日 至 平成21年９月24日）

該当事項はありません。

特定９期（自 平成21年９月25日 至 平成22年３月23日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

特定８期 （平成21年９月24日現在）	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	68,018,322,501円
同期中における追加設定元本額	1,461,232,323円
同期中における一部解約元本額	2,042,298,544円
期末における元本の内訳	
グローバル３資産ファンド	66,328,273,681円
ニュー・グローバル・バランス・ファンド	1,108,982,599円
合 計	67,437,256,280円

特定９期 （平成22年３月23日現在）
本有価証券報告書における開示対象ファンドの

期首における当該親投資信託の元本額	67,437,256,280円
同期中における追加設定元本額	449,438,203円
同期中における一部解約元本額	6,810,034,606円
期末における元本の内訳	
グローバル３資産ファンド	60,021,712,342円
ニュー・グローバル・バランス・ファンド	1,054,947,535円
合 計	61,076,659,877円

（３）附属明細表

有価証券明細表

(a)**株式**

銘 柄	株 数	評価額 単価	評価額 金額	備 考
日本円				
ジェイ エフ イー ホールディングス	92,000	3,595	330,740,000	
東北電力	180,000	1,963	353,340,000	
商船三井	500,000	620	310,000,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	2,520	141,100	355,572,000	
ローソン	80,000	3,920	313,600,000	
日本円 小計	854,520		1,663,252,000	**単位：円**
米ドル				
CHEVRON CORPORATION	119,000	74.46	8,860,740.00	
MARATHON OIL CORP	250,000	31.66	7,915,000.00	
SOUTHERN COPPER CORPORATION	347,800	31.14	10,830,492.00	
LOCKHEED MARTIN CORPORATION	73,000	85.71	6,256,830.00	
UNITED TECHNOLOGIES CORP	83,000	72.61	6,026,630.00	
GENERAL MARITIME CORP	734,320	7.41	5,441,311.20	
MCDONALD’S CORPORATION	173,000	67.04	11,597,920.00	
ALTRIA GROUP INC	578,820	20.44	11,831,080.80	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC.	130,820	52.89	6,919,069.80	
MERCK & CO. INC.	230,000	38.30	8,809,000.00	
PFIZER INC	490,000	17.15	8,403,500.00	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	130,000	59.85	7,780,500.00	
JPMORGAN CHASE & CO	278,000	43.74	12,159,720.00	
MICROSOFT CORP	381,000	29.60	11,277,600.00	
AT&T INC	434,082	26.40	11,459,764.80	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	250,000	30.65	7,662,500.00	
EXELON CORP	130,000	44.32	5,761,600.00	

NORTHEAST UTILITIES	329,000	27.09	8,912,610.00	
NSTAR	283,000	35.11	9,936,130.00	
PORTLAND GENERAL ELECTRIC CO	183,000	19.36	3,542,880.00	
SOUTHERN CO	180,000	33.11	5,959,800.00	
INTEL CORP	556,000	22.23	12,359,880.00	
XILINX INC	250,000	27.08	6,770,000.00	
米ドル 小計	6,593,842		196,474,558.60	
（邦貨換算額）			(17,739,687,895)	**（単位：円）**
カナダドル				
ENBRIDGE INC	278,000	48.70	13,538,600.00	
SUNCOR ENERGY INC	150,000	31.20	4,680,000.00	
TRANSCANADA CORP	180,000	37.03	6,665,400.00	
NATIONAL BANK OF CANADA	219,000	63.07	13,812,330.00	
カナダドル 小計	827,000		38,696,330.00	
（邦貨換算額）			(3,429,268,764)	**（単位：円）**
ユーロ				
ENI SPA	459,000	17.16	7,876,440.00	
TOTAL SA	100,000	42.38	4,238,500.00	
ARCELOR MITTAL	182,000	31.01	5,643,820.00	
KONINKLIJKE DSM NV	229,000	31.99	7,326,855.00	
COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	150,000	35.79	5,368,500.00	
VIVENDI SA	300,000	19.29	5,787,000.00	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	270,000	10.18	2,749,950.00	
ALLIANZ SE-REG	35,000	88.20	3,087,000.00	
SCOR SE	297,000	19.00	5,644,485.00	
KONINKLIJKE KPN NV	537,100	11.59	6,224,989.00	
E.ON AG	218,000	26.19	5,709,420.00	
ENEL SPA	2,006,300	4.11	8,245,893.00	
GDF SUEZ	157,000	27.71	4,351,255.00	

RWE AG	67,000	63.96	4,285,320.00	
ユーロ 小計	5,007,400		76,539,427.00	
（邦貨換算額）			(9,360,006,527)	**（単位：円）**
英ポンド				
BP PLC	1,122,000	6.29	7,066,356.00	
BAE SYSTEMS PLC	1,000,000	3.88	3,888,000.00	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	287,000	22.67	6,507,725.00	
DIAGEO PLC	400,000	11.00	4,400,000.00	
IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	419,000	20.50	8,589,500.00	
GLAXOSMITHKLINE PLC	250,000	12.94	3,235,000.00	
HSBC HOLDINGS PLC	740,000	6.78	5,017,940.00	
ABERDEEN ASSET MGMT PLC	1,330,000	1.29	1,715,700.00	
RSA INSURANCE GROUP PLC	1,800,000	1.26	2,280,600.00	
VODAFONE GROUP PLC	1,360,000	1.47	2,011,440.00	
NATIONAL GRID PLC	925,000	6.39	5,910,750.00	
SEVERN TRENT PLC	220,000	11.98	2,635,600.00	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	1,266,500	5.53	7,003,745.00	
英ポンド 小計	11,119,500		60,262,356.00	
（邦貨換算額）			(8,206,527,640)	**（単位：円）**
スイスフラン				
NOVARTIS AG-REG SHS	83,000	58.05	4,818,150.00	
SWISSCOM AG-REG	26,900	379.00	10,195,100.00	
スイスフラン 小計	109,900		15,013,250.00	
（邦貨換算額）			(1,280,329,960)	**（単位：円）**
ノルウェークローネ				
PROSAFE SE	467,200	30.49	14,244,928.00	
STATOIL ASA	444,000	135.50	60,162,000.00	
ノルウェークローネ 小計	911,200		74,406,928.00	

（邦貨換算額）			(1,131,729,374)	（単位：円）
オーストラリアドル				
BHP BILLITON LTD	308,000	42.59	13,117,720.00	
BLUESCOPE STEEL LTD	4,422,400	2.75	12,161,600.00	
LEIGHTON HOLDINGS LIMITED	120,000	39.14	4,696,800.00	
COCA-COLA AMATIL LIMITED	650,000	11.20	7,280,000.00	
AUST AND NZ BANKING GROUP LT	400,000	24.70	9,880,000.00	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	180,000	55.75	10,035,000.00	
WESTPAC BANKING CORPORATION	267,320	27.11	7,247,045.20	
ASX LTD	86,000	35.53	3,055,580.00	
AMP LIMITED	1,110,000	6.26	6,948,600.00	
QBE INSURANCE GROUP LIMITED	420,000	20.93	8,790,600.00	
TELSTRA CORPORATION LIMITED	4,430,000	3.16	13,998,800.00	
オーストラリアドル 小計	12,393,720		97,211,745.20	
（邦貨換算額）			(8,049,132,502)	（単位：円）
ニュージーランドドル				
FLETCHER BUILDING LTD	869,900	8.40	7,307,160.00	
ニュージーランドドル 小計	869,900		7,307,160.00	
（邦貨換算額）			(465,758,378)	（単位：円）
香港ドル				
CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE	720,000	29.85	21,492,000.00	
CLP HOLDINGS LTD	1,247,500	54.85	68,425,375.00	
HONGKONG ELECTRIC HOLDINGS	1,799,000	45.15	81,224,850.00	
ASM PACIFIC TECHNOLOGY	100,000	74.20	7,420,000.00	
香港ドル 小計	3,866,500		178,562,225.00	
（邦貨換算額）			(2,076,678,676)	（単位：円）
シンガポールドル				

SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	3,970,000	3.17	12,584,900.00	
STARHUB LIMITED	1,424,760	2.25	3,205,710.00	
シンガポールドル 小計	5,394,760		15,790,610.00	
（邦貨換算額）			(1,018,020,626)	（単位：円）
合 計	47,948,242		54,420,392,342	単位：円
（外貨建有価証券邦貨換算額合計）			(52,757,140,342)	（単位：円）

（注）

1．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるもので、内書きであります。

2．米ドル表示の株式については、23銘柄、信託財産純資産総額に対する比率31.1%、
合計に対する比率33.6%です。
カナダドル表示の株式については、4銘柄、信託財産純資産総額に対する比率6.0%、
合計に対する比率6.5%です。
ユーロ表示の株式については、14銘柄、信託財産純資産総額に対する比率16.4%、
合計に対する比率17.7%です。
英ポンド表示の株式については、13銘柄、信託財産純資産総額に対する比率14.4%、
合計に対する比率15.6%です。
スイスフラン表示の株式については、2銘柄、信託財産純資産総額に対する比率2.2%、
合計に対する比率2.4%です。
ノルウェークローネ表示の株式については、2銘柄、信託財産純資産総額に対する比率2.0%、
合計に対する比率2.1%です。
オーストラリアドル表示の株式については、11銘柄、信託財産純資産総額に対する比率14.1%、
合計に対する比率15.3%です。
ニュージーランドドル表示の株式については、1銘柄、信託財産純資産総額に対する比率0.8%、
合計に対する比率0.9%です。
香港ドル表示の株式については、4銘柄、信託財産純資産総額に対する比率3.6%、
合計に対する比率3.9%です。
シンガポールドル表示の株式については、2銘柄、信託財産純資産総額に対する比率1.8%、
合計に対する比率1.9%です。

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

「グローバル・リート・マザーファンド」の状況

（1）貸借対照表

対象年月日	（平成21年９月24日現在）	（平成22年３月23日現在）
科 目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
Ⅰ 流動資産		
預金	2,374,973,371	1,871,715,854
コール・ローン	451,313,642	171,485,671
投資証券	129,250,856,797	129,935,852,884
派生商品評価勘定	―	3,212,461
未収入金	3,296,560,999	8,639,266,599
未収配当金	364,269,428	437,350,593
未収利息	989	234
流動資産合計	135,737,975,226	141,058,884,296
資産合計	135,737,975,226	141,058,884,296
負債の部		
Ⅰ 流動負債		
派生商品評価勘定	29,732	―
未払金	2,157,398,195	7,768,943,724
未払解約金	400,000,000	400,000,000
流動負債合計	2,557,427,927	8,168,943,724
負債合計	2,557,427,927	8,168,943,724
純資産の部		
Ⅰ 元本等		
１ 元本		
元本	133,217,574,871	125,743,384,606
元本合計	133,217,574,871	125,743,384,606
２ 剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△37,027,572	7,146,555,966

剰余金合計	△37,027,572	7,146,555,966
元本等合計	133,180,547,299	132,889,940,572
純資産合計	133,180,547,299	132,889,940,572
負債・純資産合計	135,737,975,226	141,058,884,296

（注）「グローバル・リート・マザーファンド」は、毎月17日（ただし、休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。上記の貸借対照表は平成21年９月24日ならびに平成22年３月23日現在における同マザーファンドの状況です。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	自 平成21年３月24日 至 平成21年９月24日	自 平成21年９月25日 至 平成22年３月23日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	投資証券（売買目的有価証券） 同 左
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によっております。	為替予約取引 同 左
３．収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金の計上基準 同 左
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。	外貨建資産等の会計処理 同 左

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（平成21年９月24日現在）	（平成22年３月23日現在）
１．受益権総数	平成21年９月24日現在における受益権の総数 133,217,574,871口	平成22年３月23日現在における受益権の総数 125,743,384,606口
２．元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額 37,027,572円	――――――
３．１単位当たり純資産額	0.9997円 （１万口＝9,997円）	1.0568円 （１万口＝10,568円）

（デリバティブ取引に関する注記）

Ⅰ．取引の状況に関する事項

項 目	自 平成21年３月24日 至 平成21年９月24日	自 平成21年９月25日 至 平成22年３月23日
１．取引の内容	当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。 ①外国為替の売買の予約取引。	同 左
２．取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては、信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。	同 左
３．取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため。	同 左
４．取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとしてマーケットリスクがあげられます。マーケットリスクについては、ポジションや時価、予想損失額の把握が重要だと考えております。	同 左
５．取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。	同 左
６．取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同 左

Ⅱ．取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

通貨関連

（平成21年９月24日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等	うち１年超	時 価	評価損益
市場外取引	為替予約取引 売 建 ユーロ	400,000,000	－	400,029,732	△29,732
	売建 合計	400,000,000	－	400,029,732	△29,732

（平成22年３月23日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等	うち１年超	時 価	評価損益
市場外取引	為替予約取引 売 建 ユーロ	400,000,000	－	396,787,539	3,212,461
	売建 合計	400,000,000	－	396,787,539	3,212,461

（注）時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法について

１．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も

近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

２．計算期間末日において対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自　平成21年３月24日　至　平成21年９月24日）
該当事項はありません。

（自　平成21年９月25日　至　平成22年３月23日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

（平成21年９月24日現在）	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	134,891,560,804円
同期中における追加設定元本額	20,296,795,210円
同期中における一部解約元本額	21,970,781,143円
平成21年９月24日現在における元本の内訳	
三井住友・グローバル・リート・オープン	60,781,743,209円
三井住友・グローバル・リート・オープン（３カ月決算型）	5,253,167,688円
グローバル３資産ファンド	61,827,040,813円
三井住友・グローバル・リート・オープン（１年決算型）	1,075,773,602円
グローバル不動産投信（隔月決算型）	3,373,917,557円
ニュー・グローバル・バランス・ファンド	700,482,754円
ＤＣグローバル・リート・オープン	593,110円
ＳＭＡＭ・年金グローバルリートファンド＜適格機関投資家限定＞	61,954,022円
グローバル・リート・ファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	142,902,116円
合 計	133,217,574,871円

（平成22年３月23日現在）	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	133,217,574,871円
同期中における追加設定元本額	7,585,949,840円
同期中における一部解約元本額	15,060,140,105円
平成22年３月23日現在における元本の内訳	
三井住友・グローバル・リート・オープン	60,956,086,505円
三井住友・グローバル・リート・オープン（３カ月決算型）	5,354,994,356円
グローバル３資産ファンド	54,532,252,462円
三井住友・グローバル・リート・オープン（１年決算型）	1,039,046,572円
グローバル不動産投信（隔月決算型）	3,055,979,387円

ニュー・グローバル・バランス・ファンド	628,366,636円
ＤＣグローバル・リート・オープン	589,195円
ＳＭＡＭ・年金グローバルリートファンド＜適格機関投資家限定＞	61,753,097円
グローバル・リート・ファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	114,316,396円
合 計	125,743,384,606円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種類	銘　柄	口数	評価額	備考
投資証券	日本円			
	日本ビルファンド投資法人	4,987	3,894,847,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	4,677	3,685,476,000	
	東急リアル・エステート投資法人	2,656	1,245,664,000	
	グローバル・ワン不動産投資法人	653	439,469,000	
	野村不動産オフィスファンド投資法人	5,364	2,741,004,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	2,270	1,645,750,000	
	日本円 小計	20,607	13,652,210,000	単位：円
	米ドル			
	AMB PROPERTY CORP	503,641	14,147,275.69	
	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES INC	412,262	11,485,619.32	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	53,359	4,698,259.95	
	BOSTON PROPERTIES INC	259,665	19,802,052.90	
	CAMDEN PROPERTY TRUST	264,931	11,641,068.14	
	DIAMONDROCK HOSPITALITY COMPANY	698,755	6,554,321.90	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	117,063	6,609,376.98	
	DOUGLAS EMMETT INC	1,248,538	19,539,619.70	
	EASTGROUP PROPERTIES INC	268,234	10,377,973.46	
	ENTERTAINMENT PROPERTIES TRUST	310,980	13,241,528.40	
	EQUITY RESIDENTIAL	1,502,328	59,567,305.20	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	302,681	28,119,064.90	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	496,763	6,408,242.70	
	FEDERAL REALTY INVESTMENT TRUST	476,381	35,037,822.55	

	HCP,INC.	480,959	16,342,986.82	
	HEALTH CARE REIT INC	530,766	24,553,235.16	
	HOST HOTELS AND RESORTS INC	478,606	6,657,409.46	
	KILROY REALTY CORP	338,182	10,713,605.76	
	KIMCO REALTY CORPORATION	1,667,230	26,325,561.70	
	MACK-CALI REALTY CORPORATION	138,665	4,858,821.60	
	NATIONAL RETAIL PROPERTIES	406,319	9,325,021.05	
	NATIONWIDE HEALTH PROPERTIES INC	1,007,811	36,412,211.43	
	PROLOGIS	2,177,437	30,832,507.92	
	PUBLIC STORAGE	217,019	19,920,174.01	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	235,651	20,023,265.47	
	TANGER FACTORY OUTLET CENTERS,INC	147,297	6,560,608.38	
	TAUBMAN CENTERS INC	682,482	28,548,222.06	
	VENTAS INC	688,613	33,480,364.06	
	VORNADO REALTY TRUST	466,961	35,428,331.07	
	WEINGARTEN REALTY INVESTORS	525,113	11,930,567.36	
	米ドル 小計	17,104,692	569,142,425.10	
	（邦貨換算額）		(51,387,869,562)	**（単位：円）**
	カナダドル			
	BOARDWALK REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	653,784	26,615,546.64	
	CANADIAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	508,632	13,900,912.56	
	RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,694,890	32,660,530.30	
	カナダドル 小計	2,857,306	73,176,989.50	
	（邦貨換算額）		(6,484,944,809)	**（単位：円）**
	ユーロ			
	CORIO NV	145,000	6,796,875.00	
	EUROCOMMERCIAL	177,000	5,186,100.00	
	FONCIERE DES REGIONS	39,879	3,090,622.50	
	ICADE	230,000	17,848,000.00	

	SOCIETE DE LA TOUR EIFFEL	200,000	11,900,000.00	
	UNIBAIL-RODAMCO SE	459,500	67,891,125.00	
	VASTNED OFFICES/INDUSTRIAL	700,000	9,170,000.00	
	VASTNED RETAIL NV	219,000	10,532,805.00	
	WERELDHAVE NV	360,000	24,562,800.00	
	ユーロ 小計	2,530,379	156,978,327.50	
	（邦貨換算額）		(19,196,879,669)	**（単位：円）**
	英ポンド			
	BRITISH LAND CO PLC	8,500,000	39,363,500.00	
	HAMMERSON PLC	1,800,000	6,901,200.00	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	1,920,000	12,902,400.00	
	SEGRO PLC	9,000,000	28,530,000.00	
	英ポンド 小計	21,220,000	87,697,100.00	
	（邦貨換算額）		(11,942,591,078)	**（単位：円）**
	オーストラリアドル			
	CHALLENGER DIVERSIFIED PROPERTY GROUP	16,110,282	8,699,552.28	
	CHARTER HALL OFFICE REIT	49,374,368	14,071,694.88	
	DEXUS PROPERTY GROUP	26,616,726	21,160,297.17	
	ING OFFICE FUND	24,313,140	14,587,884.00	
	MIRVAC GROUP	5,307,794	7,855,535.12	
	STOCKLAND	8,084,179	32,579,241.37	
	WESTFIELD GROUP	11,993,338	145,719,056.70	
	オーストラリアドル 小計	141,799,827	244,673,261.52	
	（邦貨換算額）		(20,258,946,053)	**（単位：円）**
	香港ドル			
	LINK REIT	17,141,000	327,050,280.00	
	香港ドル 小計	17,141,000	327,050,280.00	
	（邦貨換算額）		(3,803,594,756)	**（単位：円）**

	シンガポールドル			
	CAPITACOMMERCIAL TRUST	17,671,000	19,261,390.00	
	CAPITAMALL TRUST	10,990,000	20,331,500.00	
	LIPPO-MAPLETREE INDONESIA RETAIL TRUST	21,207,000	10,179,360.00	
	シンガポールドル 小計	49,868,000	49,772,250.00	
	（邦貨換算額）		(3,208,816,957)	（単位：円）
合 計			129,935,852,884	単位：円
（外貨建有価証券邦貨換算額合計）			(116,283,642,884)	（単位：円）

（注）

1．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるもので、内書きであります。

2．米ドル表示の投資証券については、30銘柄、信託財産純資産総額に対する比率38.7%、
合計に対する比率44.2%です。
カナダドル表示の投資証券については、3銘柄、信託財産純資産総額に対する比率4.9%、
合計に対する比率5.6%です。
ユーロ表示の投資証券については、9銘柄、信託財産純資産総額に対する比率14.4%、
合計に対する比率16.5%です。
英ポンド表示の投資証券については、4銘柄、信託財産純資産総額に対する比率9.0%、
合計に対する比率10.3%です。
オーストラリアドル表示の投資証券については、7銘柄、信託財産純資産総額に対する比率15.2%、
合計に対する比率17.4%です。
香港ドル表示の投資証券については、1銘柄、信託財産純資産総額に対する比率2.9%、
合計に対する比率3.3%です。
シンガポールドル表示の投資証券については、3銘柄、信託財産純資産総額に対する比率2.4%、
合計に対する比率2.8%です。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

※「（デリバティブ取引に関する注記）Ⅱ．取引の時価等に関する事項」に同様の内容が
記載されているため、省略しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成22年４月30日現在
Ⅰ 資産総額	175,665,945,323円
Ⅱ 負債総額	381,222,897円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	175,284,722,426円
Ⅳ 発行済口数	295,957,236,272口
Ⅴ １口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.5923円
（ １万口当たり純資産額	5,923円）

第５【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
特定１期	25,997,876,296	353,117,552
特定２期	52,937,523,583	1,870,950,289
特定３期	110,867,220,831	4,897,634,157
特定４期	179,498,027,580	6,591,245,266
特定５期	25,591,812,570	18,599,284,173
特定６期	2,352,605,686	23,883,026,798
特定７期	2,293,828,096	17,913,906,923
特定８期	3,169,528,349	8,905,832,253
特定９期	1,517,774,884	19,823,102,216

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	平成22年４月30日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ 最近５年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は７名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ

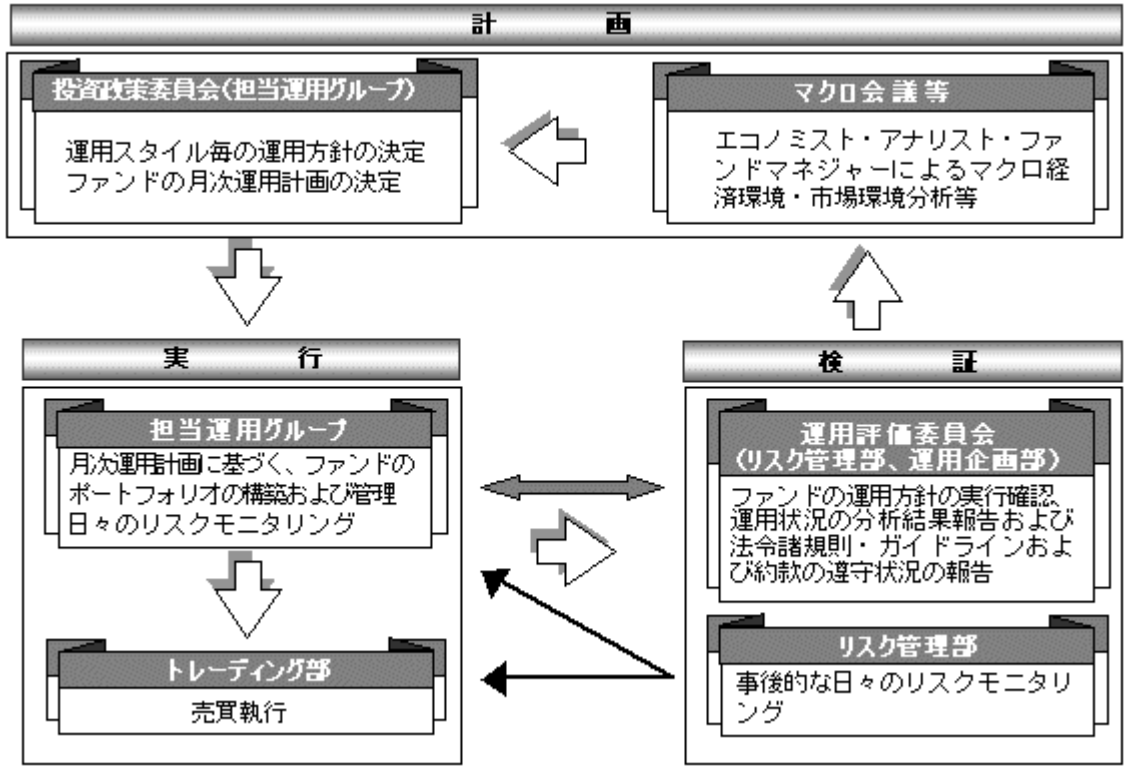
計　　画
投資政策委員会(担当運用グループ)
運用スタイル毎の運用方針の決定
ファンドの月次運用計画の決定
マクロ会議等
エコノミスト・アナリスト・ファンドマネジャーによるマクロ経済環境・市場環境分析等
実　　行
担当運用グループ
月次運用計画に基づく、ファンドのポートフォリオの構築および管理
日々のリスクモニタリング
トレーディング部
売買執行
検　　証
運用評価委員会
(リスク管理部、運用企画部)
ファンドの運用方針の実行確認、運用状況の分析結果報告および法令諸規則・ガイドラインおよび約款の遵守状況の報告
リスク管理部
事後的な日々のリスクモニタリング

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。
また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。
平成22年４月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成22年４月30日現在、単位：百万円）

		本 数	純資産総額
株式投資信託	単位型	67 （ 1）	182,778 （ 197）
	追加型	243 （ 109）	4,432,503 （ 2,551,141）
	計	310 （ 110）	4,615,281 （ 2,551,338）
公社債投資信託	単位型	0 （ 0）	0 （ 0）
	追加型	0 （ 0）	0 （ 0）
	計	0 （ 0）	0 （ 0）
合 計		310 （ 110）	4,615,281 （ 2,551,338）

※（ ）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

３【委託会社等の経理状況】

１　当社の財務諸表は、第23期（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第24期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

　また、中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

２　当社は、第23期（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）及び第24期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けており、第25期中間会計期間(平成21年４月１日から平成21年９月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		第　２３　期 （平成２０年３月３１日現在）	第　２４　期 （平成２１年３月３１日現在）
（資 産 の 部）			
流動資産			
現金及び預金	※２	18,130,988	15,883,303
有価証券		5,994,478	2,998,947
前払費用		222,628	323,949
未収入金		-	3,593
未収委託者報酬		4,184,389	2,158,082
未収運用受託報酬		1,008,548	635,902
未収投資助言報酬	※２	493,368	406,959
未収収益		8,180	8,062
未収還付法人税等		-	1,068,737
未収還付消費税等		-	182,000
繰延税金資産		439,833	68,795
その他の流動資産		24,816	2,641
流動資産計		30,507,231	23,740,977
固定資産			
有形固定資産	※１		
建物		169,017	169,629
器具備品		225,583	200,701
有形固定資産合計		394,601	370,331
無形固定資産	※１		
電話加入権		173	161
商標権		10,048	8,104
無形固定資産合計		10,222	8,266
投資その他の資産			
投資有価証券		1,598,911	2,542,125

関係会社株式	236,178	236,178
長期差入保証金	702,453	783,231
長期前払費用	18,200	14,643
会員権	17,113	20,113
繰延税金資産	15,024	34,393
投資その他の資産合計	2,587,882	3,630,686
固定資産計	2,992,706	4,009,284
資産合計	33,499,937	27,750,261

（単位：千円）

		第　２３　期 （平成２０年３月３１日現在）	第　２４　期 （平成２１年３月３１日現在）
（負 債 の 部）			
流動負債			
預り金		40,052	44,497
未払金			
未払収益分配金		2,787	947
未払償還金		28,571	23,376
未払手数料	※２	1,727,481	891,493
その他未払金		149,275	112,743
未払費用		760,613	612,126
未払消費税等		366,587	-
未払法人税等		3,334,415	-
前受収益		5,985	-
賞与引当金		375,721	291,836
その他の流動負債		254	-
流動負債計		6,791,746	1,977,020
固定負債			
退職給付引当金		749,327	972,202
固定負債計		749,327	972,202
負債合計		7,541,073	2,949,223
（純 資 産 の 部）			
株主資本			
資本金		2,000,000	2,000,000
資本剰余金			
資本準備金		8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計		8,628,984	8,628,984
利益剰余金			

利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	13,483,283	12,356,655
利益剰余金合計	15,304,488	14,177,860
株主資本計	25,933,472	24,806,844
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	25,392	△ 5,805
評価・換算差額等計	25,392	△ 5,805
純資産合計	25,958,864	24,801,038
負債・純資産合計	33,499,937	27,750,261

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第　２３　期 （自 平成１９年4月 1日 至 平成２０年3月３１日）	第　２４　期 （自 平成２０年4月 1日 至 平成２１年3月３１日）
営業収益		
委託者報酬	32,260,683	20,072,582
運用受託報酬	4,320,395	3,506,635
投資助言報酬	2,276,198	2,048,748
その他営業収益		
情報提供コンサルタント業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	75,471	60,260
その他	-	2,749
営業収益計	38,937,748	25,695,976
営業費用		
支払手数料	15,226,126	9,326,200
広告宣伝費	834,129	529,276
公告費	8,062	1,227
受益証券発行費	218	-
調査費		
調査費	541,419	538,515
委託調査費	2,298,023	1,310,113
営業雑経費		
通信費	27,577	30,202
印刷費	325,929	302,661
協会費	18,986	23,322
諸会費	15,281	14,373
情報機器関連費	1,936,376	2,036,426
販売促進費	36,029	55,223
その他	60,681	55,485
営業費用計	21,328,842	14,223,029

一般管理費		
給料		
役員報酬	166,266	174,486
給料・手当	3,698,904	4,004,575
賞与	1,119,415	1,051,279
賞与引当金繰入額	375,721	291,836
交際費	20,571	23,229
寄付金	-	4,000
事務委託費	250,163	356,543
旅費交通費	249,775	258,981
租税公課	116,931	81,166
不動産賃借料	624,843	762,812
退職給付費用	277,530	262,634
固定資産減価償却費	149,507	119,811
諸経費	398,374	281,968
一般管理費計	7,448,006	7,673,326
営業利益	10,160,899	3,799,620

営業外収益			
受取配当金		8,036	-
有価証券利息		7,450	22,216
受取利息	※1	34,555	36,255
為替差益		634	11,209
時効成立分配金・償還金		5,827	7,832
原稿・講演料		4,424	3,910
雑収入		3,743	4,132
営業外収益計		64,671	85,555
営業外費用			
時効成立後支払分配金・償還金		1,826	693
雑損失		0	82
営業外費用計		1,826	775
経常利益		10,223,744	3,884,401
特別利益			
貸倒引当金戻入益		25,000	-
投資有価証券償還益		5,787	1,136
投資有価証券売却益		124,622	122
ゴルフ会員権売却益		5,555	-
特別利益計		160,966	1,259
特別損失			
固定資産除却損	※2	12,288	688
投資有価証券償還損		503	84,238
投資有価証券評価損		17,700	65,553
投資有価証券売却損		56	464,272
投資有価証券清算損		256	-
ゴルフ会員権売却損		24,476	-
特別損失計		55,282	614,753
税引前当期純利益		10,329,428	3,270,907
法人税、住民税及び事業税		4,544,339	1,206,047
法人税等調整額		△134,250	369,088
法人税等合計		4,410,088	1,575,135

当期純利益	5,919,339	1,695,771

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第　２３　期 （自 平成１９年4月 1日 至 平成２０年3月３１日）	第　２４　期 （自 平成２０年4月 1日 至 平成２１年3月３１日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	284,245	284,245
当期末残高	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	60,000	60,000
当期末残高	60,000	60,000
特別償却準備金		
前期末残高	9,041	-
当期変動額		
特別償却準備金取崩	△ 9,041	-
当期変動額合計	△ 9,041	-
当期末残高	-	-
別途積立金		

前期末残高	1,476,959	1,476,959
当期末残高	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,613,302	13,483,283
当期変動額		
特別償却準備金取崩	9,041	-
剰余金の配当	△ 1,058,400	△ 2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
当期変動額合計	4,869,980	△ 1,126,628
当期末残高	13,483,283	12,356,655
利益剰余金合計		
前期末残高	10,443,548	15,304,488
当期変動額		
剰余金の配当	△ 1,058,400	△ 2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
当期変動額合計	4,860,939	△ 1,126,628
当期末残高	15,304,488	14,177,860

株主資本合計		
前期末残高	21,072,532	25,933,472
当期変動額		
剰余金の配当	△ 1,058,400	△ 2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
当期変動額合計	4,860,939	△ 1,126,628
当期末残高	25,933,472	24,806,844
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	433,303	25,392
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 407,911	△ 31,197
当期変動額合計	△ 407,911	△ 31,197
当期末残高	25,392	△ 5,805
評価・換算差額合計		
前期末残高	433,303	25,392
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 407,911	△ 31,197
当期変動額合計	△ 407,911	△ 31,197
当期末残高	25,392	△ 5,805
純資産合計		
前期末残高	21,505,836	25,958,864
当期変動額		
剰余金の配当	△ 1,058,400	△ 2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 407,911	△ 31,197
当期変動額合計	4,453,028	△ 1,157,826
当期末残高	25,958,864	24,801,038

重要な会計方針

項 目	第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
1 有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	満期保有目的の債券 同左 子会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　3～50年 器具備品　3～20年 無形固定資産 定額法によっております。	有形固定資産 同左 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準 （1）賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。	同左
（2）退職給付引当金	従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。	従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	同左

会計方針の変更

（会計処理の変更）

第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
有形固定資産の減価償却の方法 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度から平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 なお、この変更による影響は軽微であります。	―
―	リース取引に関する会計基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 当事業年度において、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理による取引はありません。

（表示方法の変更）

第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
1.前事業年度において区分掲記しておりました「現金」（当事業年度877千円）及び「預金」（当事業年度18,130,111千円）は、金融商品取引法の施行により「現金及び預金」として表示しております。 2.金融商品取引法の施行に伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ1,001,467千円、444,216千円であります。 (損益計算書) 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」は、それぞれ3,970,091千円、2,451,535千円であります。 3.前事業年度において区分掲記しておりました「時効成立分配金」（当事業年度53千円）及び「時効成立償還金」（当事業年度5,773千円）は、金額的重要性が乏しいため、「時効成立分配金・償還金」として表示しております。	―

（追加情報）

第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
(有形固定資産の減価償却の方法) 当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。なお、この変更による影響は軽微であります。 (退職給付会計) 退職給付債務の算定にあたり、従来、簡便法によっておりましたが、従業員の増加に伴い、当事業年度より原則法による算定方法に変更しております。 この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び当期純利益は、それぞれ123,774千円減少しております。 また、この変更は従業員の増加等に伴い、当下期に行ったため、当中間会計期間は、前事業年度と同一の方法によっております。従って当中間会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益及び中間純利益は128,390千円多く計上されております。	―

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建　物　126,027千円 器具備品　859,261千円 無形固定資産の減価償却累計額 電話加入権　60千円 ソフトウェア　111,411千円 商標権　9,393千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建　物　150,704千円 器具備品　941,423千円 無形固定資産の減価償却累計額 電話加入権　72千円 商標権　11,337千円
※2 関係会社に対する債権債務 現金及び預金　12,481,426千円 未収投資助言報酬　478,296千円 未払手数料　509,702千円	※2 関係会社に対する債権債務 現金及び預金　10,311,398千円 未収投資助言報酬　398,818千円 未払手数料　331,400 千円
3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額　10,000,000千円 借入実行残高　－千円	3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額　10,000,000千円 借入実行残高　－千円

差引額　10,000,000千円	差引額　10,000,000千円
4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額149,005千円の支払保証を行っております。	4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額128,926千円の支払保証を行っております。

(損益計算書関係)

第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 関係会社との取引に係るもの 受取利息　24,820千円	※1 関係会社との取引に係るもの 受取利息　18,943千円
※2 固定資産除却損は、器具備品12,082千円、電話加入権206千円であります。	※2 固定資産除却損は、器具備品688千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	―	―	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,058,400	60,000	平成19年 3月31日	平成19年 6月26日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成20年6月23日開催の第23回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月24日

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	―	―	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月24日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成21年6月30日開催の第24回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	846,720	48,000	平成21年 3月31日	平成21年 7月 1日

(リース取引関係)

第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 （借主側） ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額(単位：千円) 器具備品 / 合計 取得価額相当額 9,504 / 9,504 減価償却累計額相当額 7,603 / 7,603 期末残高相当額 1,900 / 1,900 ②未経過リース料期末残高相当額(単位：千円) 1年以内 2,030 合計 2,030 ③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位：千円) 支払リース料 2,067 減価償却費相当額 1,900 支払利息相当額 104 ④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 （借主側） ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額(単位：千円) 器具備品 / 合計 取得価額相当額 5,330 / 5,330 減価償却累計額相当額 5,330 / 5,330 期末残高相当額 - / - ②未経過リース料期末残高相当額(単位：千円) 1年以内 - 合計 - ③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位：千円) 支払リース料 2,067 減価償却費相当額 1,900 支払利息相当額 37 ④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 ・同左 利息相当額の算定方法 ・同左
2.オペレーティング・リース取引	2.オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料　(単位:千円)

1年以内	1,119
1年超	1,959
合計	3,078

(借主側)

未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円)

1年以内	710,121
1年超	962,627
合計	1,672,748

(有価証券関係)

第23期(平成20年3月31日現在)

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	―	―	―
小計	―	―	―
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	5,994,478	5,993,700	△778
小計	5,994,478	5,993,700	△778
合計	5,994,478	5,993,700	△778

2.その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	800,100	877,780	77,680
小計	800,100	877,780	77,680
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	655,700	620,832	△34,867
小計	655,700	620,832	△34,867
合計	1,455,800	1,498,613	42,813

3.時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	摘要
(1)子会社株式 子会社株式	236,178	
合計	236,178	
(2)その他有価証券 非上場株式 投資証券	298 100,000	
合計	100,298	

4.当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額

628,566	124,622	56

5.その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)**満期保有目的の債券** **国債・地方債等**	6,000,000	―	―	―
小計	6,000,000	―	―	―
(2)**その他有価証券**	―	―	―	―
小計	―	―	―	―
合計	6,000,000	―	―	―

第24期(平成21年3月31日現在)

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	―	―	―
小計	―	―	―
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	2,998,947	2,998,800	△147
小計	2,998,947	2,998,800	△147
合計	2,998,947	2,998,800	△147

2.その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	329,907	346,809	16,902
小計	329,907	346,809	16,902
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	2,117,725	2,095,017	△22,707
小計	2,117,725	2,095,017	△22,707
合計	2,447,632	2,441,827	△5,805

3.時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	摘要
(1)子会社株式 子会社株式	236,178	
合計	236,178	
(2)その他有価証券 非上場株式 投資証券	298 100,000	
合計	100,298	

4.当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
882,530	122	464,272

5.その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)満期保有目的の債券 国債・地方債等	3,000,000	―	―	―
小計	3,000,000	―	―	―
(2)その他有価証券	―	―	―	―
小計	―	―	―	―
合計	3,000,000	―	―	―

（デリバティブ取引関係）

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	
1．採用している退職給付制度の概要		1．採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております		当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。	
2．退職給付債務の額		2．退職給付債務の額	
	(単位：千円)		(単位：千円)
退職給付債務	749,327	退職給付債務	972,202
退職給付引当金	749,327	退職給付引当金	972,202
3．退職給付費用の額		3．退職給付費用の額	
	(単位：千円)		(単位：千円)
勤務費用	126,881	勤務費用	145,258
利息費用	9,519	利息費用	12,449
簡便法から原則法への変更による差額	125,138	過去勤務債務の費用処理額	87,363
その他	15,991	数理計算上の差異の費用処理額	6,153
退職給付費用	277,530	その他	11,409
		退職給付費用	262,634
4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項		4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
退職給付見込額の期間配分方法		退職給付見込額の期間配分方法	
勤務期間を基準とする方法		勤務期間を基準とする方法	
割引率	1.5%	割引率	1.5%
		過去勤務債務の額の処理年数	

	1年（発生時において費用処理する方法） **数理計算上の差異の処理年数** **1年（発生時において費用処理する方法）**

(税効果会計関係)

第23期
(平成20年3月31日現在)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

(1) 流動の部	
繰延税金資産	
賞与引当金	152,880
未払事業税	260,640
未払社会保険料	13,739
未払事業所税	5,846
その他	6,726
繰延税金資産計	439,833
評価性引当額	―
繰延税金資産合計	439,833
繰延税金資産の純額	439,833
(2) 固定の部	
繰延税金資産	
退職給付引当金	304,901
ソフトウェア償却	78,264
投資有価証券評価損	29,953
特定外国子会社留保金額	159,153
その他	13,042
繰延税金資産計	585,314
評価性引当額	△552,870
繰延税金資産合計	32,444
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	17,420
繰延税金負債合計	17,420

第24期
(平成21年3月31日現在)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

(1) 流動の部	
繰延税金資産	
賞与引当金	118,748
未払社会保険料	12,792
未払事業所税	6,134
その他	5,436
繰延税金資産計	143,111
評価性引当額	―
繰延税金資産合計	143,111
繰延税金負債	
未収還付事業税	74,316
繰延税金負債合計	74,316
繰延税金資産の純額	68,795
(2) 固定の部	
繰延税金資産	
退職給付引当金	395,589
ソフトウェア償却	101,933
投資有価証券評価損	56,627
特定外国子会社留保金額	193,760
その他有価証券評価差額金	2,362
その他	14,742
繰延税金資産計	765,014
評価性引当額	△730,620
繰延税金資産合計	34,393
繰延税金資産の純額	34,393

繰延税金資産の純額	15,024

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	40.7
(調整)	
評価性引当額の増減	2.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1
住民税均等割等	0.0
その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.7

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	40.7
(調整)	
評価性引当額の増減	5.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
住民税均等割等	0.2
その他	1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.2

(関連当事者との取引)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

（１）親会社及び法人主要株主等

（単位：千円）

属性	会社等の名称	住所	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪市中央区	199,000,000	生命保険業	% (被所有) 直接 35	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	1,324,757 276,418	未収投資助言報酬 未払手数料	331,981 42,572
その他の関係会社	三井生命保険(株)	東京都千代田区	137,280,000	生命保険業	% (被所有) 直接 30	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	273,276 251,915	未収投資助言報酬 未払手数料	143,563 88,117
その他の関係会社	三井住友海上火災保険(株)	東京都中央区	139,595,523	損害保険業	% (被所有) 直接17.5	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	579,567 441,750	未払手数料	53,804
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	664,986,500	銀行業	% (被所有) 直接17.5	1名	投信の販売委託	委託販売手数料	2,407,945	未払手数料	325,208

（注）１．上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）投資助言契約の受託については、当社規定の投資助言料率に基づき決定しております。

（２）その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

（２）子会社等

（単位：千円）

属性	会社等の名称	住所	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (NewYork)Inc.	米国 ニューヨーク	65,334	投資顧問業	% 直接100	出向２名	業務委託	調査費	199,897	未払金	2,360
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (London) Limited	英国 ロンドン	106,622	投資顧問業	% 直接100	出向２名	業務委託	調査費	139,844	—	—
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	52,736	投資顧問業	% 直接100	出向２名	業務委託	調査費	563,312	未払費用	227,521

（注）１．取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

（３）兄弟会社等

（単位：千円）

属性	会社等の名称	住所	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主の子会社	住生コンピューターサービス(株)	大阪市淀川区	300,000	情報処理サービス業	% —	—	IT機器等購入 ITサポート	IT機器・消耗品購入 IT運用保守サポート等	542,560	前払費用 長期前払費用 未払費用 未払金	4,225 11,572 40,881 1,412
主要株主の子会社	エムエルアイ・システムズ(株)	千葉県柏市	100,000	情報システムの企画、設計、保守等	% —	—	ITサポート	IT運用保守サポート等	116,364	前払費用 未払費用	560 8,785

（注）１．上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

（１）親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府大阪市中央区	199,000,000	生命保険業	% (被所有) 直接 40	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	1,151,492 227,288	未収投資助言報酬 未払手数料	267,215 34,564
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	664,986,500	銀行業	% (被所有) 直接27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,114,655	未払手数料	180,287

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）投資助言契約の受託については、当社規定の投資助言料率に基づき決定しております。

（２）その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

（１株当たり情報）

第23期 （自　平成19年4月 1日 至　平成20年3月31日）		第24期 （自　平成20年4月 1日 至　平成21年3月31日）	
１株当たり純資産額	1,471,590円96銭	１株当たり純資産額	1,405,954円57銭
１株当たり当期純利益	335,563円48銭	１株当たり当期純利益	96,132円19銭
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
（１株当たり純資産額の算定上の基礎）		（１株当たり純資産額の算定上の基礎）	
貸借対照表の純資産の部の合計額	25,958,864千円	貸借対照表の純資産の部の合計額	24,801,038千円
普通株式に係る純資産額	25,958,864千円	普通株式に係る純資産額	24,801,038千円
普通株式の発行済株式数	17,640株	普通株式の発行済株式数	17,640株
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株	１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
（１株当たり当期純利益の算定上の基礎）		（１株当たり当期純利益の算定上の基礎）	
損益計算書上の当期純利益	5,919,339千円	損益計算書上の当期純利益	1,695,771千円
普通株式に係る当期純利益	5,919,339千円	普通株式に係る当期純利益	1,695,771千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株	普通株式の期中平均株式数	17,640株

(重要な後発事象)

第23期(自　平成19年4月1日　至　平成20年3月31日)

該当事項はありません。

第24期(自　平成20年4月1日　至　平成21年3月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

		第25期中間会計期間末 （平成21年９月30日現在）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		15,620,134
有価証券		2,999,230
前払費用		245,665
未収委託者報酬		2,895,496
未収運用受託報酬		658,499
未収投資助言報酬		443,157
未収収益		7,495
繰延税金資産		196,660
その他		16,660
流動資産合計		23,083,000
固定資産		
有形固定資産	※１	330,844
無形固定資産		7,288
投資その他の資産		
投資有価証券		4,777,847
その他		938,827
投資その他の資産合計		5,716,674
固定資産合計		6,054,807
資産合計		29,137,807
負債の部		
流動負債		
預り金		45,983
未払金		1,225,025

未払費用		699,098
未払法人税等		865,628
前受収益		7,178
賞与引当金		257,569
その他	※2	66,354
流動負債合計		3,166,838
固定負債		
退職給付引当金		1,055,906
固定負債合計		1,055,906
負債合計		4,222,744

純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	60,000
別途積立金	1,476,959
繰越利益剰余金	12,441,640
利益剰余金合計	14,262,845
株主資本合計	24,891,829
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	23,234
評価・換算差額等合計	23,234
純資産合計	24,915,063
負債純資産合計	29,137,807

(2)中間損益計算書

（単位：千円）

		第25期中間会計期間 （自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		9,197,433
運用受託報酬		1,285,645
投資助言報酬		970,746
その他の営業収益		31,069
営業収益計		11,484,895
営業費用		6,364,198
一般管理費	※１	3,508,168
営業利益		1,612,529
営業外収益	※２	57,646
営業外費用	※３	11,441
経常利益		1,658,734
特別利益		11,351
特別損失		3,607
税引前中間純利益		1,666,478
法人税、住民税及び事業税		846,969
法人税等調整額		△ 112,195
法人税等合計		734,773
中間純利益		931,705

(3)中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	第25期中間会計期間 （自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日）
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,000,000
当中間期末残高	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
資本剰余金合計	
前期末残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	284,245
当中間期末残高	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
前期末残高	60,000
当中間期末残高	60,000
別途積立金	
前期末残高	1,476,959
当中間期末残高	1,476,959
繰越利益剰余金	
前期末残高	12,356,655
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 846,720
中間純利益	931,705

当中間期変動額合計	84,985
当中間期末残高	12,441,640
利益剰余金合計	
前期末残高	14,177,860
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 846,720
中間純利益	931,705
当中間期変動額合計	84,985
当中間期末残高	14,262,845
株主資本合計	
前期末残高	24,806,844
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 846,720
中間純利益	931,705
当中間期変動額合計	84,985
当中間期末残高	24,891,829

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△ 5,805
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	29,039
当中間期変動額合計	29,039
当中間期末残高	23,234
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△ 5,805
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	29,039
当中間期変動額合計	29,039
当中間期末残高	23,234
純資産合計	
前期末残高	24,801,038
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 846,720
中間純利益	931,705
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	29,039
当中間期変動額合計	114,025
当中間期末残高	24,915,063

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

第25期中間会計期間 （自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日）
１．資産の評価基準及び評価方法 （1）有価証券 ・満期保有目的の債券‥償却原価法 ・子会社株式及び関連会社株式‥移動平均法による原価法 ・その他有価証券 時価のあるもの‥中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの‥移動平均法による原価法 ２．固定資産の減価償却の方法 （1）有形固定資産 定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　３～50年 器具備品　３～20年 （2）無形固定資産 定額法によっております。 ３．引当金の計上基準 （1）賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 （2）退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、発生時において全額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、発生時において全額を費用処理しております。

４．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

注　記　事　項

（中間貸借対照表関係）

第25期中間会計期間末 （平成21年９月30日現在）
※１．有形固定資産の減価償却累計額 1,032,523千円
※２．消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
３．当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座借越極度額の総額　10,000,000千円 借入実行残高　－ 差引額　10,000,000千円
４．当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年６月までの賃借料総額109,050千円の支払保証を行っております。

注　記　事　項

（中間損益計算書関係）

第25期中間会計期間 （自 平成21年４月1日　至 平成21年９月30日）
※１．減価償却実施額 有形固定資産　48,154千円 無形固定資産　977千円
※２．営業外収益のうち主要なもの 受取利息　9,890千円 還付加算金　37,708千円
※３．営業外費用のうち主要なもの 為替差損　11,441千円

注　記　事　項

（中間株主資本等変動計算書関係）

第25期中間会計期間
（自 平成21年４月１日　至 平成21年９月30日）

１．発行済株式数に関する事項

	前事業年度末株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式	17,640株	―	―	17,640株

２．配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年６月30日定時株主総会	普通株式	846,720	48,000	平成21年３月31日	平成21年７月１日

注　記　事　項

（リース取引関係）

第25期中間会計期間
（自 平成21年４月１日　至 平成21年９月30日）

１．オペレーティング・リース取引

（借主側）

未経過リース料（解約不能のもの）

１年以内　660,929千円

１年超　631,258千円

合　計　1,292,187千円

注　記　事　項

（有価証券関係）

１．時価のある有価証券

（単位：千円）

第25期中間会計期間末 （平成21年９月30日現在）			
区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 満期保有目的の債券	2,999,230	2,999,100	△130
合計	2,999,230	2,999,100	△130
区分	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
(2) その他有価証券			
①株式	―	―	―
②債券	―	―	―
③その他	4,639,824	4,677,549	37,724
合計	4,639,824	4,677,549	37,724

２．時価評価されていない主な有価証券

（単位：千円）

第25期中間会計期間末 （平成21年９月30日現在）	
内容	中間貸借対照表計上額
(1) 子会社株式及び関連会社株式	236,178
合計	236,178
(2) その他有価証券	
①非上場株式	298
②投資証券	100,000
合計	100,298

（デリバティブ取引関係）

第25期中間会計期間 （自　平成21年４月１日　至　平成21年９月30日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（持分法損益等）

第25期中間会計期間 （自　平成21年４月1日　至　平成21年９月30日）
該当事項はありません。

注　記　事　項

（１株当たり情報）

第25期中間会計期間 （自　平成21年４月1日　至　平成21年９月30日）
１株当たり純資産額　1,412,418円57銭 １株当たり中間純利益　52,817円75銭 なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （注）１株当たり純資産額の算定上の基礎 中間貸借対照表の純資産額の部の合計額　24,915,063千円 普通株式に係る純資産額　24,915,063千円 普通株式の発行済株式数　17,640株 １株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数　17,640株 １株当たり中間純利益の算定上の基礎 中間損益計算書上の中間純利益　931,705千円 普通株式に係る中間純利益　931,705千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　17,640株

（重要な後発事象）

第25期中間会計期間 （自　平成21年４月１日　至　平成21年９月30日）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

平成21年６月30日に開催された定時株主総会において、株券不発行会社に移行するため株券を発行することを定める条項を削除する定款変更が決議されました。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

（イ）名称　　住友信託銀行株式会社

（ロ）資本金の額　342,037百万円（平成21年９月末現在）

（ハ）事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

・ 名称　　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・ 資本金の額　51,000百万円（平成21年９月末現在）

・ 事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

（イ）名称	（ロ）資本金の額※	（ハ）事業の内容
株式会社ＳＢＩ証券	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
西日本シティＴＴ証券株式会社	1,575百万円	
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円	
日本アジア証券株式会社	4,000百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307百万円	
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100百万円	
前田証券株式会社	2,198百万円	
三木証券株式会社	500百万円	
楽天証券株式会社	7,477百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	

株式会社あおぞら銀行	419,781百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社足利銀行	135,000百万円	
株式会社愛媛銀行	19,078百万円	
株式会社大垣共立銀行	36,166百万円	
株式会社関西アーバン銀行	47,039百万円	
株式会社北日本銀行	7,761百万円	
株式会社紀陽銀行	80,096百万円	
株式会社きらやか銀行	17,700百万円	
株式会社熊本ファミリー銀行	26,347百万円	
株式会社群馬銀行	48,652百万円	
株式会社四国銀行	25,000百万円	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	
株式会社大光銀行	10,000百万円	
株式会社第四銀行	32,776百万円	
株式会社東京都民銀行	48,120百万円	
株式会社長野銀行	13,000百万円	
株式会社南都銀行	29,249百万円	
株式会社北都銀行	17,653百万円	
株式会社北洋銀行	121,101百万円	
株式会社みなと銀行	27,484百万円	
株式会社武蔵野銀行	45,743百万円	
株式会社山梨中央銀行	15,400百万円	
楽天銀行株式会社	23,485百万円	
京都信用金庫	13,408百万円	信用金庫法に基づき、金融業を営んでいます。
三井住友海上火災保険株式会社	139,595百万円	保険業法に基づき、損害保険業を営んでいます。
三井生命保険株式会社	167,280百万円	保険業法に基づき、保険業を営んでいます。

※資本金の額は、平成21年９月末現在。
ただし、日興コーディアル証券株式会社の資本金の額は平成21年10月１日現在、株式会社関西アーバン銀行の資本金の額は平成22年３月１日現在、西日本シティＴＴ証券株式会社の資本金の額は平成22年５月６日現在。

ハ 投資顧問会社（運用の委託先）

（イ）名称	（ロ）資本金の額※	（ハ）事業の内容
ビーエヌピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ・ネイザーランズ・エヌ・ブイ	1,454千ユーロ	オランダ証券監督庁の監督下で、投資顧問業を営んでおります。
フォルティス・インベストメント・マネジメント・ユーエスエー・インク	243,798千米ドル	米国証券取引委員会の監督下で、投資顧問業を営んでおります。
ビーエヌピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッド	831,667千香港ドル	香港証券監督委員会の監督下で、投資顧問業を営んでおります。

※資本金の額は平成22年１月末現在。ただし、ビーエヌピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ・ネイザーランズ・エヌ・ブイの資本金の額は、平成22年４月６現在。

２【関係業務の概要】

イ　受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ　販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

３【資本関係】

販売会社である三井住友海上火災保険株式会社は、委託会社株式を4,851株（持株比率27.5%）保有しています。
販売会社である三井生命保険株式会社は、委託会社株式を882株（持株比率5.0%）保有しています。

第３【参考情報】

当計算期間において書類が以下の通り提出されております。

提出年月日	書類名
平成21年10月５日	臨時報告書
平成21年12月24日	有価証券報告書
平成21年12月24日	有価証券届出書
平成22年１月４日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成２２年５月１８日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木 敏夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル３資産ファンドの平成２１年９月２５日から平成２２年３月２３日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル３資産ファンドの平成２２年３月２３日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（当期）へ

独立監査人の監査報告書

平成２１年１１月１７日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木 敏夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル３資産ファンドの平成２１年３月２４日から平成２１年９月２４日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル３資産ファンドの平成２１年９月２４日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（前期）へ

独立監査人の監査報告書

平成21年６月26日

三井住友アセットマネジメント株式会社
　取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木 敏夫　印

指定社員
業務執行社員　公認会計士　辰巳 幸久　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

委託会社の中間監査報告書へ

独立監査人の監査報告書

平成20年６月23日

三井住友アセットマネジメント株式会社
　取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　三浦 孝昭 印

指定社員
業務執行社員　公認会計士　橋本 克己 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成19年４月１日から平成20年３月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月16日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　鈴木 敏夫 印

指定社員 業務執行社員　公認会計士　辰巳 幸久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成21年４月１日から平成21年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年４月１日から平成21年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。